

山形県文化財保存活用大綱（仮称）

【案】

山 形 県

目 次

はじめに

- 1 なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性）・・・・・・・・・・ 1
- 2 文化財を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・ 3

《コラム》文化財保護制度の概要

第1章 大綱の策定にあたって

- 1 大綱策定の趣旨・・・・・・・・・・ 11
- 2 大綱の位置付け・・・・・・・・・・ 13
- 3 対象とする文化財等の範囲・・・・・・・・・・ 14
- 4 大綱の構成・・・・・・・・・・ 15

《コラム》山形県の指定等文化財の概要（1）

第2章 山形県の文化財を取り巻く現状と課題

- 1 文化財保護実態調査の実施・・・・・・・・・・ 19
- 2 文化財を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・ 21

《コラム》山形県の指定等文化財の概要（2）

第3章 全体理念～山形県が目指すべき文化財の保存と活用の姿～

- 1 全体理念・・・・・・・・・・ 36
- 2 全体理念を支える視点・・・・・・・・・・ 37

第4章 基本方針の展開

- 基本方針1 みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化・・・・・・・・・・ 38
- 基本方針2 文化財の確実な保存の推進・・・・・・・・・・ 40
- 基本方針3 文化財の効果的な活用の促進・・・・・・・・・・ 44
- 基本方針4 災害への対応力の強化・・・・・・・・・・ 47

《コラム》山形県の文化財保護行政の概要（1）

《コラム》山形県の文化財保護行政の概要（2）

第5章 推進体制

- 1 各主体の役割の明確化及び連携による推進体制の充実・・・・・・・・・・53
- 2 県の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 3 大綱に掲げる基本方針の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

《コラム》山形県の文化財保護行政の概要（3）

おわりに

- 1 市町村による地域計画の作成の推進・・・・・・・・・・66
- 2 次世代への継承に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

《市町村の取組事例集》

※市町村から文化財の保存と活用に関する取組事例をご紹介いただく予定です。

《資料編》

※各種資料を添付する予定です。

はじめに

1 なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性）

豊かな自然と景観に恵まれた山形県には、数多くの文化財が伝えられています。

文化財は国や県、市町村によって指定されているものだけではなく、地域のお堂や鎮守のお社、その中に安置されている仏像や神像、家の歴史が記録されている古文書、地域で行われているお祭りや民俗芸能、伝統的な郷土食など、私たちのすぐ身近に存在しています。また、人間の文化的な活動によって生み出されたものだけではなく、動物や植物、地質鉱物などの自然や景観も文化財として捉えられており、私たちの生活のあらゆる基盤といっても過言ではありません。

文化財は、それぞれの土地に根ざして、長い年月をかけ、幾世代もの人々によって育まれてきたものであり、まさに「山形らしさ」の源です。私たちは文化財を通して、地域の歴史や文化、さらには魅力や特徴を知ることができます。

そのことを最も実感するのは、残念なことに災害時です。東日本大震災では、多数の地域が大きな被害を受けましたが、地域の復興のために力となったのは、地域のお祭や民俗芸能でした。普段は気にも留めない文化財が、地域を形成するうえで重要なものであると改めて気付かされました。文化財には、災害などで困難な状況に置かれた人々や地域が回復に向かう際の拠り所になること、また、歴史や文化を通じた人々のつながりを生み出すことで、社会のレジリエンス¹を高める力があります。

このような災害を始め、戦乱や盗難、経済的困難、劣悪な環境などから文化財が守られてきたのは、幾世代にわたる所有者等による継承のための尽力があったからこそです。本大綱の策定に当たって本県が実施した文化財保護実態調査²（以下、「県実態調査」という。）では、約8割の県指定文化財所有者等が、文化財は「次の世代に継承していかなければならない宝物」と回答しています。

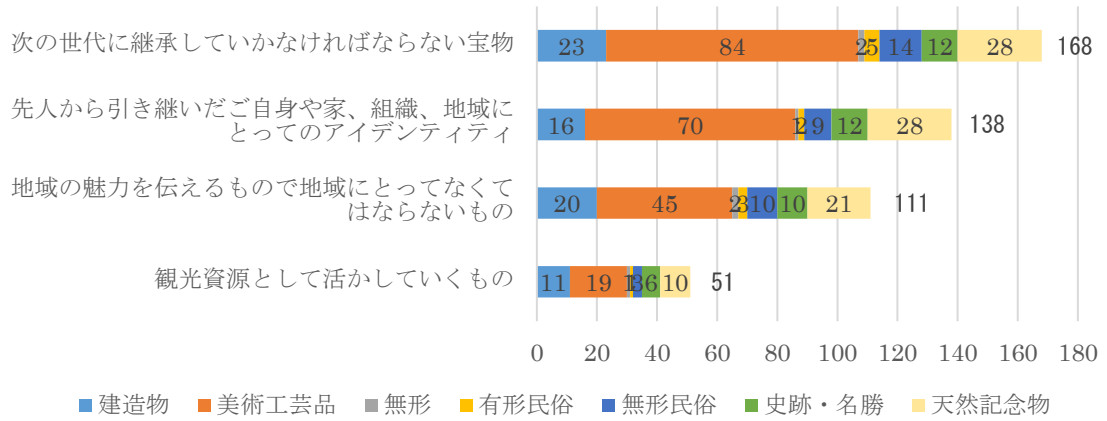
現在、文化財を取り巻く環境は変化し、厳しさを増しています。今を生きる私たちは、ともに連携して、「山形らしさ」の根源である文化財を、しっかりと未来へつないでいくことが求められています。

¹ 困難や脅威に直面した個人が、健全な状態を回復する手助けとなるような社会的仕組みのこと。

² 令和2年（2020年）10月1日 山形県調査（調査の詳細については、第2章を参照）。

◆図1 あなたにとって文化財とは何か（県指定文化財所有者等の回答）

※回答数 219 件（複数選択可）



2 文化財を取り巻く環境の変化

現在、本県を始め日本社会は、様々な変化の中にあります。今後の文化財保護行政の推進の方向性を検討するに当たっては、次のような文化財を取り巻く環境や社会情勢の変化をしっかりと踏まえる必要があります。

(1) 人口減少及び少子高齢化の進行

日本の人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入っています。未婚化や晩婚化等による出生数の減少に歯止めがかからず、死亡数が出生数を上回っていることが要因となっています。

本県では、平成 27 年 10 月に策定した「山形県人口ビジョン」（令和 2 年 3 月改訂）において、本県の人口の現状を分析しています。それによると、本県の総人口のピークは 1950 年(昭和 25 年)の約 135.7 万人でした。1950 年代後半から 1970 年代前半まで人口減少傾向が続き、1970 年代半ばから増加傾向に転じたものの、その後、1990 年代に入り再び減少に転じました。平成 28 年以降は、毎年 1 万人を超える減少となっており、そのテンポは速まっています。

年齢区分別では、年少人口(0-14 歳)、生産年齢人口(15-64 歳)ともに減少傾向で推移している一方、老年人口(65 歳以上)は一貫して増加を続けており、平成 7 年には年少人口を上回り、高齢化が進行しています。

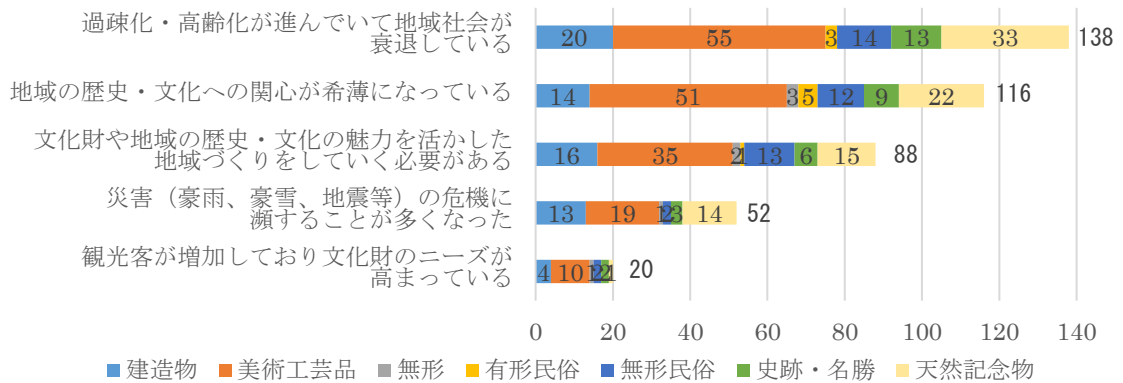
本県の高齢化や生産年齢人口の減少は、全国より早く進んでおり、我が国全体の状況よりも 10 年程度先んじた状態で少子高齢化が進行しています。

また、今後の地域別人口数は 4 地域全て減少し、県全体に占める地域別割合については、村山地域では上昇しますが、他の 3 地域は低下していくと推計されています。

人口減少及び少子高齢化が進行することで、地域経済や地域医療、介護・福祉などへの影響が指摘されていますが、文化財の継承についても担い手の確保が困難になるなど様々な影響が及んでいます。県実態調査では、「過疎化・高齢化が進んでいて地域社会が衰退している」の回答は、全ての文化財種別を通して最も多く、市町村に対する調査においても同様の結果でした。一方、元気な高齢者による活動も活発化しており、新たな担い手層となる可能性も期待されています。

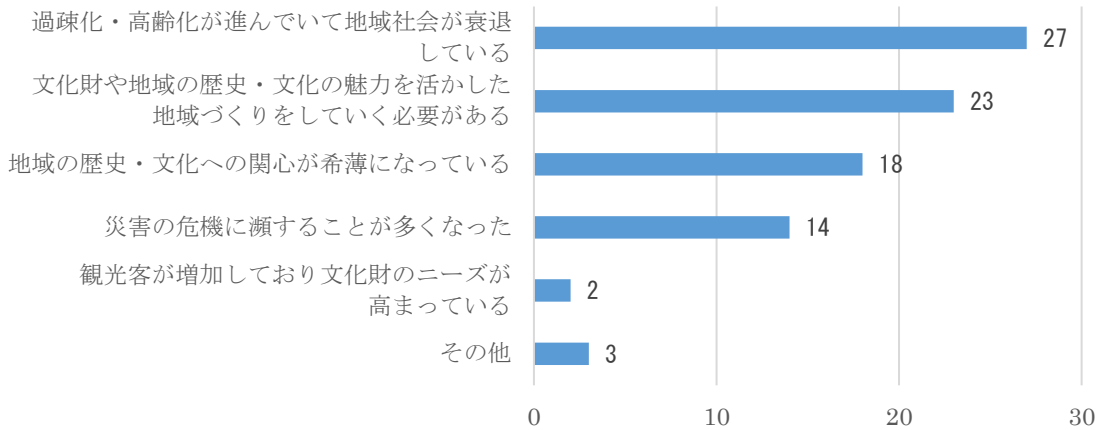
◆図2 文化財を取り巻く地域の現状（県指定文化財所有者等の回答）

※回答数 219 件（複数選択可）



◆図3 文化財を取り巻く地域の現状（市町村の回答）

※回答数 35 件（複数選択可）



(2) 人々のライフスタイルや価値観の変化

交通や情報通信技術の急速な進展により社会のグローバル化が進み、人々のライフスタイルや価値観は多様化しています。また、日常的に使用する衣食住に関する道具や製品についても、自ら原材料から育てて加工・製作するということは少なくなり、多くは化学物質等を素材として機械によって製造されたもので、高品質なものを誰でも安価で入手することが可能となりました。

ライフスタイルの変化がもたらした人々の価値観の多様化による、地域の歴史や文化への影響は避けられません。県指定文化財所有者等に対する県実態調査では、「地域の歴史・文化への関心が希薄になっている」の回答は、特に無形文化財や無形民俗文化財などの人そのものの「わざ」に関する文化財において、多く見られました。市町村についても、約半数から同様の回答がありました。

一方で、若年者の一部には、歴史文化を活かした地域活動に参加したり、地域の歴史や文化に魅力を感じて移住・定住したりするなどの動きもあり、若年者が文化財の継承の新たな担い手層となる可能性が期待されています。

(3) 自然災害の増加と防災意識の高まり

近年、気候変動の影響により、水害、土砂災害、暴風、大雪などの気象災害が頻発化、激甚化し、地震や津波は広範囲に甚大な被害をもたらすなど、自然災害は私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。政府では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、国土強靱化の取組みを推進してきました。平成30年（2018年）12月には「国土強靱化基本計画」（平成26年（2014年）6月策定）を近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しました。

本県においても平成28年（2016年）3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画³」を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な県土づくり」の取組みを推進してきました。令和3年（2021年）3月には、山形県強靱化計画を見直し、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失」が新たに設定されたことを受けて、文化財の実情に応じた適切な保存や防災対策等を進めることが示されています。

自然災害は、県民生活や社会経済活動にとどまらず、文化財の保存と活用にも大きな困難をもたらすことから、文化財の防災は重要性を増しています。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年（2015年）9月の国際連合サミットで採択された、2030年までの達成を目指す国際社会全体の目標です。

「住み続けられるまちづくりを」など17のゴールと、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」など169のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

本県でも「第4次山形県総合発展計画」において、山形ならではの特性・資源の価値を評価・活用して当該計画を推進することにより、SDGs実現に貢献していくこととしています。

県指定文化財所有者等に対する県実態調査では、無形文化財や無形民俗文化財の保持者や保存会の多くが「文化財や地域の歴史文化の魅力を活かした地域づく

³ 5年ごとに見直しを行うこととしており、令和3年3月に改定。

りをしていく必要がある」と回答しました。市町村に対する調査においても同様の結果です。

このような動向の中で、すでに一部の地域では、歴史文化を活かした地域づくりの取組みが活発化しています。地域の宝として地域コミュニティの持続に資する文化財の重要性は、より一層高まっています。

(5) デジタル化による地域を超えた連携

行政運営や社会経済活動全般において最新のデジタル技術を活用し、既存のビジネスプロセスの効率化やコスト削減などの取組みが進められており、政府では、令和3年（2021年）9月にデジタル庁を発足し、デジタル社会形成に向けた動きを本格化させています。

本県においても、令和3年（2021年）3月に「Yamagata 幸せデジタル化構想」を策定し、デジタル技術の浸透により県民生活の向上を目指しています。そのアクションの方向性のひとつとして、市町村や他地域とも連携しながら、本県の魅力溢れる自然、文化、芸術、歴史等の地域資源を県内外及び国内外へ発信する「デジタル化による地域資源の活用」が示されています。

文化財の保存と活用にあたっては、既にインターネットやSNS、動画サイト等の利用によって、他地域の情報を得たり、自らの取組み等に関する情報を発信したりすることが容易になり、地域を超えた情報や価値の共有、新たな交流等が生まれており、それらの動きが一層充実することが期待されています。

(6) 観光立国及び観光立県の展開

政府は、平成19年（2007年）1月に観光立国推進基本法を施行し、観光を我が国の重要な政策の柱として位置づけ、取り組んでいます。

本県においても、平成26年（2014年）4月に施行された「おもてなし山形県観光条例」に基づき、平成27年（2015年）3月に「おもてなし山形県観光計画」を策定し、具体的施策を展開してきました。また、令和2年（2020年）3月には、おもてなしの心と郷土愛にあふれる県民の総参加と全産業の参加による観光立県山形を確立し、本県経済の持続的な発展や魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を図るため、新たに「第2次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～」を策定し、さらに取組みを進めているところです。

そのうち、リーディングプロジェクト⁴のひとつとして、精神文化、歴史、美食・美酒、温泉、山岳・森林、産業、スポーツ、伝統文化、カルチャー（生活文化）などのテーマを中心に、本県の特性を生かし、他にはない「山形ならではの」魅力をテーマ・ストーリーで結ぶツーリズムを発信・展開し、県内周遊・消費拡大に結び付ける「各種ツーリズムの推進」が、位置付けられています。

⁴集中・重点・加速化して取り組む施策のこと。

一方で、県指定文化財所有者等及び市町村に対する県実態調査では、「観光客が増加しており文化財のニーズが高まっている」の回答は、少数に留まる結果となりました。

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動を始め様々な社会活動に大きな影響を及ぼしています。文化財の保存と活用に当たっても、博物館の休館や文化財の保存修理の中止・延期などの影響が生じています。今後も大小の感染の波が生じることが懸念されるため、新型コロナウイルス感染症との共存（with コロナ）の考えのもと、新たな生活様式による行動などの対応が求められます。

《コラム》 文化財保護制度の概要

我が国の文化財保護⁵制度は、明治30年（1897年）公布の古社寺保存法から始まり、大正8年（1919年）公布の史蹟名勝天然記念物保存法、さらに、昭和4年（1929年）公布の国宝保存法と幾つかの段階を経て整備されてきました。保護の対象も、社寺の所有するものからそれら以外のものまで、時代を経て範囲が広がってきました。そして、昭和25年（1950年）施行の文化財保護法（以下「法」という。）によって、今日の文化財保護行政の根幹となる体系が確立されました。

本県の文化財保護行政は、法に基づき、昭和26年（1951年）に山形県文化財保護条例を施行したことに始まります。

ここでは、国と県の文化財保護制度を紹介します。

○文化財の種別

文化財は、建造物、美術工芸品など有形のもの、芸能や工芸技術など無形のもの、遺跡、名勝地など土地に関わるものなど、広範囲にわたっています。法及び条例では、文化財を以下のとおり区分しています。

有形文化財	建造物及び美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料）
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋等
記念物	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡）、名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地）、動物・植物・地質鉱物
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

さらに、上記の6つの種別に加えて、保護すべき対象として以下を定義しています。

埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの

⁵ 法第一条では、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とされ、文化財の保護とは、保存と活用を合わせた意味とされています。

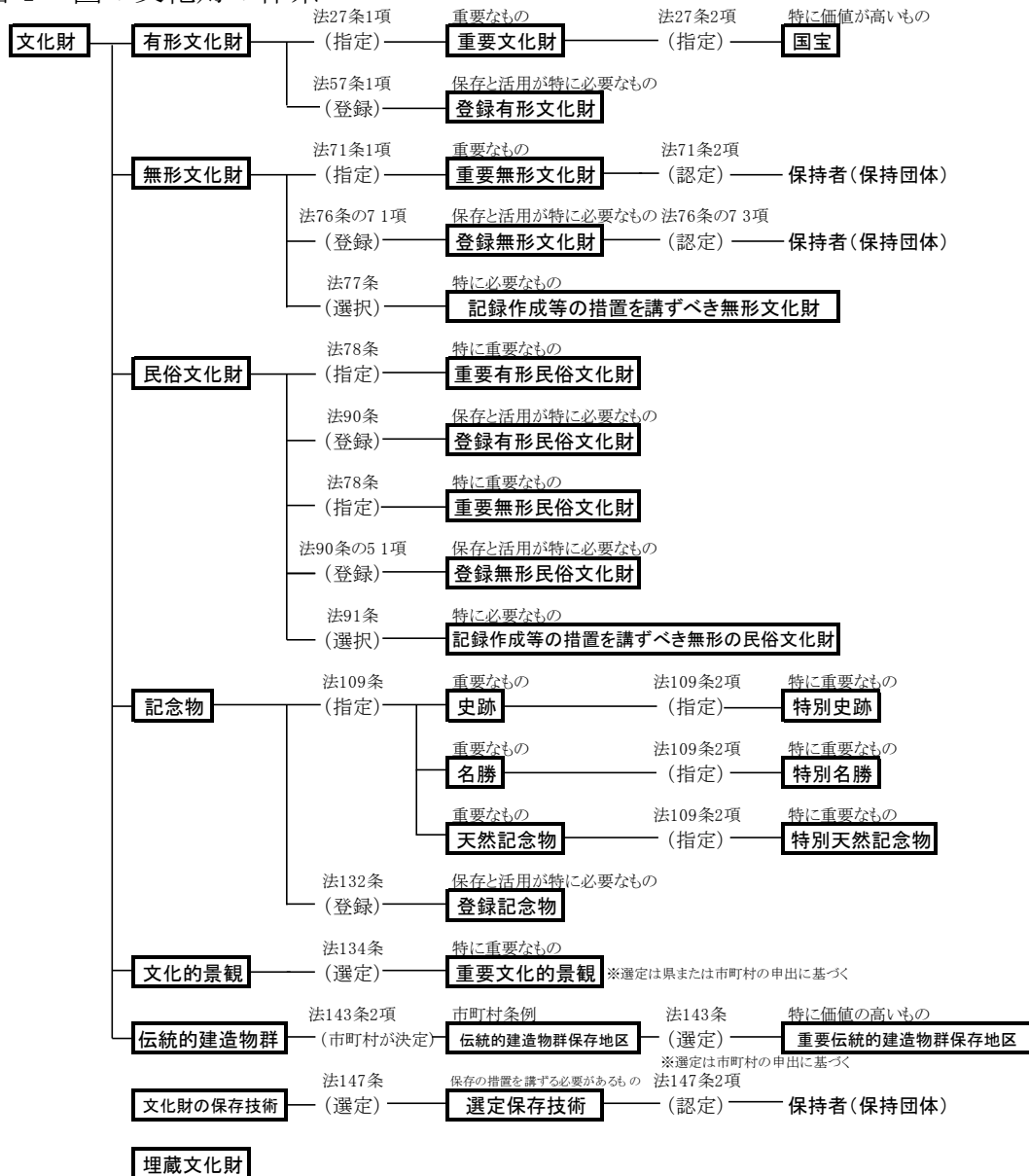
○文化財保護の体系

長い歴史の中で様々な形で生まれ、伝えられてきた文化財を、国民共有の財産として後世へ確実に伝えるため、法や条例に基づき、指定・選定・認定・選択・登録することによって保護しています。

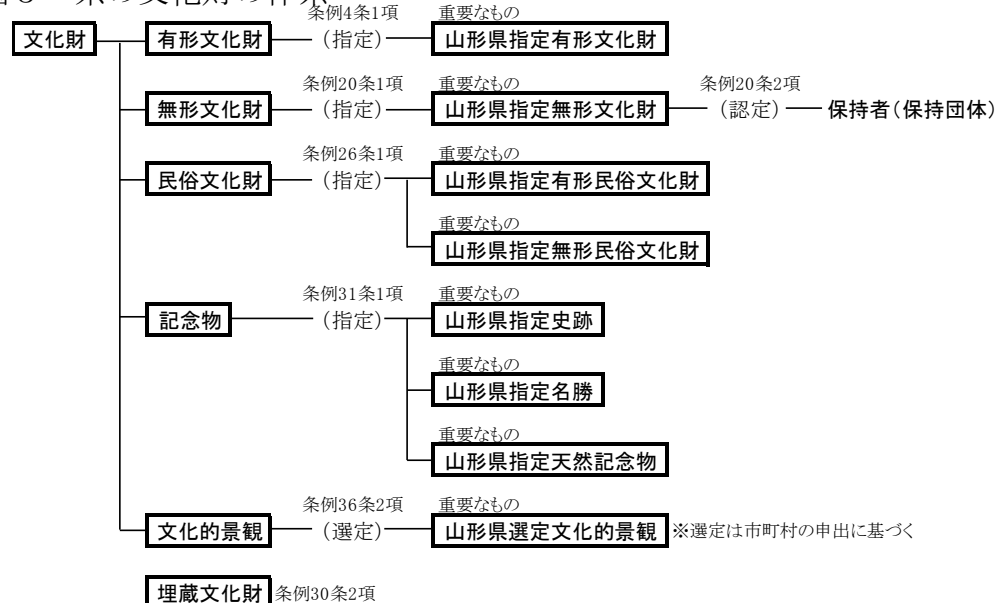
保護の体系	内 容
指 定	文部科学大臣または知事がそれぞれ法または条例に基づき、有識者からなる諮問機関に諮問し、諮問機関において調査・審議が行われ、答申を受けて文部科学大臣または知事が指定します。管理・保存・公開等に関して許可が必要など、法や条例による一定の制限がある一方で、保存修理等に対する補助によって手厚い保護が図られます。
選 定	文化的景観や伝統的建造物群について、当該地方公共団体による申出を受けた上で選定し、保護を図ります。また、文化財の保存のために欠くことのできない技術・技能のうち、保存の必要があるものを、保存技術として保護します。
認 定	無形文化財の指定や保存技術の選定に当たって、その技術・技能の保持者や団体を定めるものです。
選 択	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要なものについて、記録を作成し、保存・公開します。
登 録	指定等の保護制度を補うものとして、地域の文化財を広く保護するものです。届出制を基本とした緩やかな保護措置を講じます。

また、法や条例以外にも、文化庁による日本遺産認定や、ユネスコ憲章に基づいた世界遺産登録や無形文化遺産登録などによって、保存・活用が図られています。

◆ 図4 国の文化財の体系



◆ 図5 県の文化財の体系



第1章 大綱の策定にあたって

1 大綱策定の趣旨

県では、昭和26年（1951年）施行の山形県文化財保護条例（以下「条例」という。）に基づき、文化財保護行政を推進してきました。その間、条例については、昭和30年（1955年）の全部改正のほか、法の改正や時代の変化に応じて改正を行い、文化財保護の枠組みを整えてきました。

また、平成25年（2013年）には「未来に伝える山形の宝」登録制度⁶を創設し、地域で行われている文化財の継承に関する取組みを支援しています。

近年、政府においては、急速に進んでいる過疎化・少子高齢化を背景として、これからの時代の文化財の継承の在り方に係る議論が行われ、これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要であると、文化審議会において示されました⁷。この流れを受け、平成30年（2018年）6月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正（平成31年（2019年）4月施行）され、都道府県による文化財保存活用大綱の策定や市町村による文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の作成、文化財保護業務の首長部局への移管等の具体的措置の新設によって、地方文化財保護行政の推進力の強化が図られました。

県においては、文化行政を知事部局が一貫して総合的に取り組むことによって、伝統的な文化の保護・継承、文化芸術の振興、さらには、地域づくりや観光振興等の幅広い施策につなげていくために、令和2年（2020年）4月に文化財保護業務を教育委員会から知事部局（観光文化スポーツ部）へ移管しました。こうした知事部局における文化行政の一元化を図った体制整備は全国的にも早期で、東北地方では最初に着手しています。

この「山形県文化財保存活用大綱」（以下「大綱」という。）は、本県の文化財の保存と活用に関する方向性を示すことにより、市町村や関係機関・団体と連携してこれらの取組みを進めることを目的に策定します。

⁶ 地域にのこる有形・無形の様々な文化財（山形の宝）を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

⁷ 平成29年12月、国の文化審議会が「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」を文部科学大臣に答申しました。

◆表1 文化財保護行政の主な歩み

年度	西暦	国 内	山形県内
明治 4	1871	古器旧物保存方の太政官布告	
明治 30	1897	古社寺保存法制定	「絹本著色毘沙門天像」(米沢市・上杉神社) 「木造観世音菩薩立像」(山形市・吉祥院) が県内で初めて国の文化財に指定
大正 8	1919	史蹟名勝天然記念物保存法制定	
大正 14	1925		山形県史蹟名勝天然記念物調査の実施
昭和 4	1929	国宝保存法施行	
昭和 8	1933	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律制定	
昭和 24	1949	法隆寺金堂壁画の焼損	
昭和 25	1950	文化財保護法施行 文化財保護委員会の設置	山形県文化財調査の開始(昭和58年まで継続)
昭和 26	1951		山形県文化財保護条例施行
昭和 29	1954	文化財保護法改正(重要無形文化財指定制度 の創設、民俗資料に関する制度の充実、埋蔵 文化財に関する制度の充実等)	
昭和 30	1955		山形県文化財保護条例全部改正
昭和 36	1961	消防法施行令施行	
昭和 41	1966		山形県文化財保護条例一部改正 山形県総合学術調査の開始
昭和 43	1968	文化財保護法改正(文化庁発足・文化財保護 審議会の設置等)	
昭和 46	1971		山形県立博物館の開館
昭和 50	1975	文化財保護法改正(歴史資料分野の創設、民俗 文化財に関する制度の充実、伝統的建造物群 保存地区制度の創設、文化財保存技術の保護制度 の創設、埋蔵文化財に関する制度の整備等)	
昭和 51	1976		山形県文化財保護条例一部改正 山形県文化財保護事業費補助金交付規程制定 県立博物館附属施設として琵琶沼(山辺町畑谷) を自然学習園として開設
昭和 55	1980		県立博物館分館として教育資料館が開館
平成 5	1993		県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館
平成 7	1995		山形県郷土館「文翔館」の開館
平成 8	1996	文化財保護法改正(登録制度の創設等)	
平成 11	1999	文化財保護法改正(都道府県・指定都市への 権限移譲等)	
平成 14	2002		図録『山形県の文化財』刊行
平成 16	2004	文化財保護法改正(文化的景観制度の創設、 登録制度の拡充、民俗技術の位置づけ等)	
平成 17	2005		山形県文化財保護条例一部改正
平成 19	2007		山形県文化財保護条例一部改正
平成 25	2013		「未来に伝える山形の宝」登録制度の創設
平成 27	2015	日本遺産の認定制度の開始	
平成 28	2016		ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」とし て「新庄まつりの山車行事」が県内で初めて登録 「自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹 齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の 石段から始まる出羽三山～」が県内で初めて日本 遺産に認定
平成 29	2015	文化芸術基本法施行	
平成 30	2018	文化財保護法改正(文化財の保存活用のため の計画制度の創設、文化財保護行政の首長部 局への移管可能等)	山形県文化基本条例施行
令和 2	2020	文化観光拠点施設を中核とした地域におけ る文化観光の推進に関する法律施行	山形県文化財保護条例一部改正 文化財保護業務の知事部局移管
令和 3	2021	文化財保護法改正(無形文化財の登録制度の 創設、地方における登録制度の法定化等)	山形県文化財保護条例一部改正

2 大綱の位置付け

大綱は、法第 183 条の 2 第 1 項に基づき、本県の文化財の保存・活用の方向性を示すものとして策定するものです。大綱の策定に当たっては、県の長期総合計画である「第 4 次山形県総合発展計画」（令和 2 年（2020 年）3 月策定）のほか、以下の県の諸計画との一体性及び整合性を図りました。

◇県の文化芸術の振興に関する総合計画である「山形県文化推進基本計画—文化でひらくやまがたの未来—」（平成 31 年（2019 年）3 月策定）

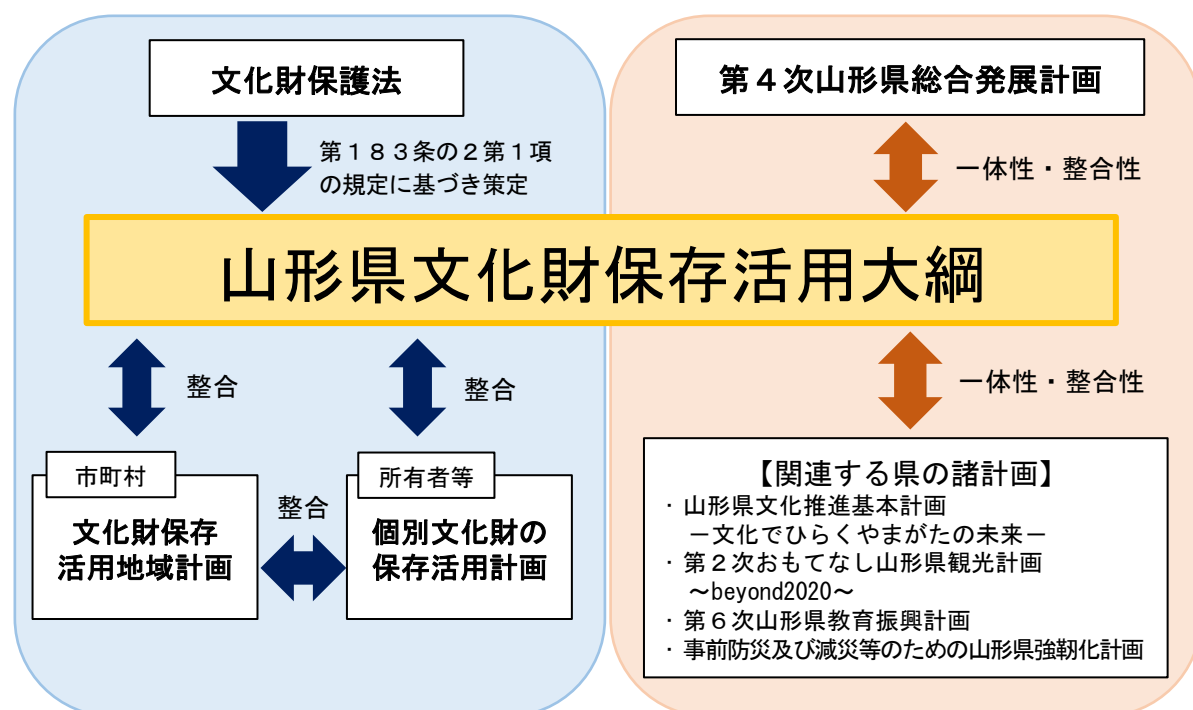
◇観光立県の確立に関する基本計画である「第 2 次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～」（令和 2 年（2020 年）3 月策定）

◇県の教育に関する総合計画である「第 6 次山形県教育振興計画」（平成 27 年（2015 年）5 月策定）

◇県の防災に関する総合計画である「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（令和 3 年（2021 年）3 月改定）

そのほか、国連が定める「持続可能な開発目標（SDG s）」に配慮します。

◆図 6 大綱の位置付けの模式図



3 対象とする文化財等の範囲

大綱では、文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」⁸に基づき、指定等の有無にかかわらず、次に掲げるものを広くその対象とします。

◇法第2条で規定されている6つの種別

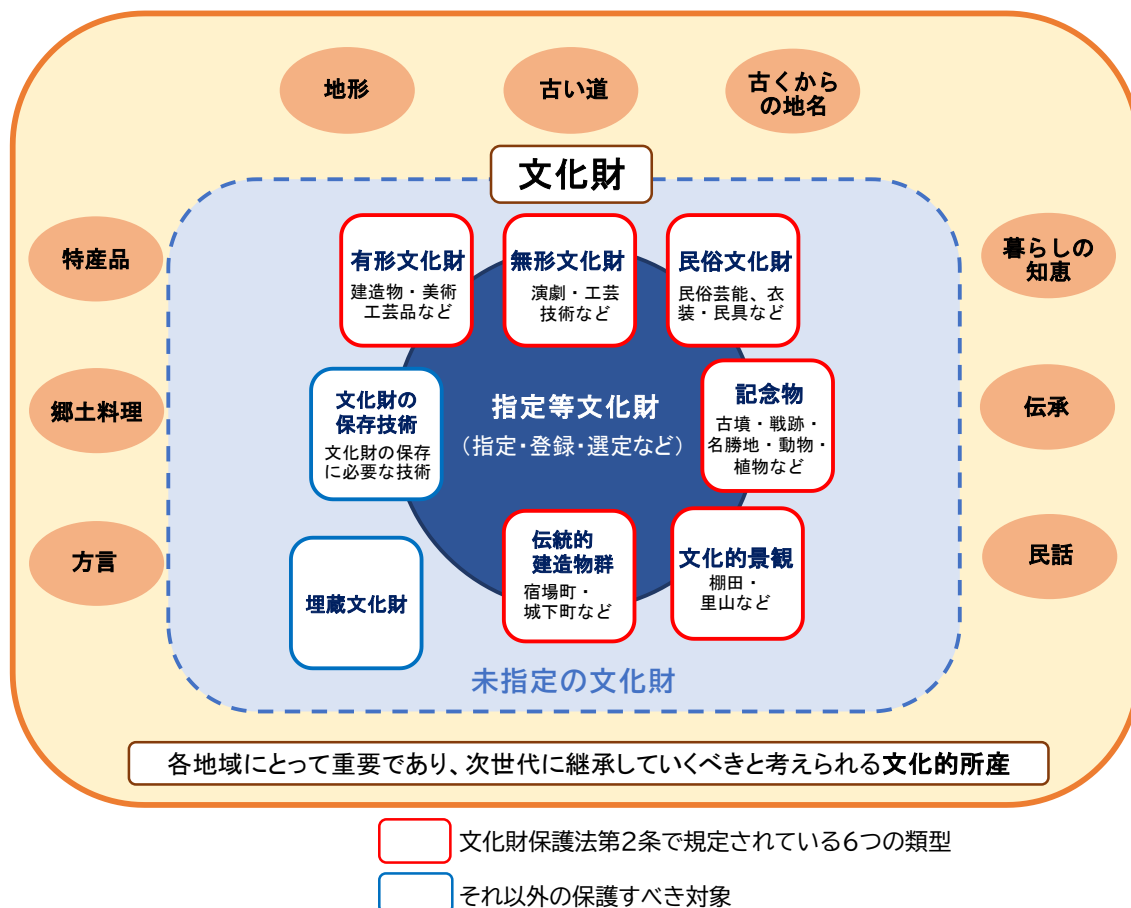
有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群

◇上記以外のもの

埋蔵文化財、文化財の保存技術

このほか、現在は必ずしも文化財に該当すると言えないものであっても、それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても、広くその対象として捉えます。

◆図7 対象とする文化財等の範囲



⁸ 平成31年（2019年）3月4日付け30文庁第1123号文化庁次長通知。令和3年（2021年）6月14日付け3文庁第577号文化庁次長通知により一部変更。

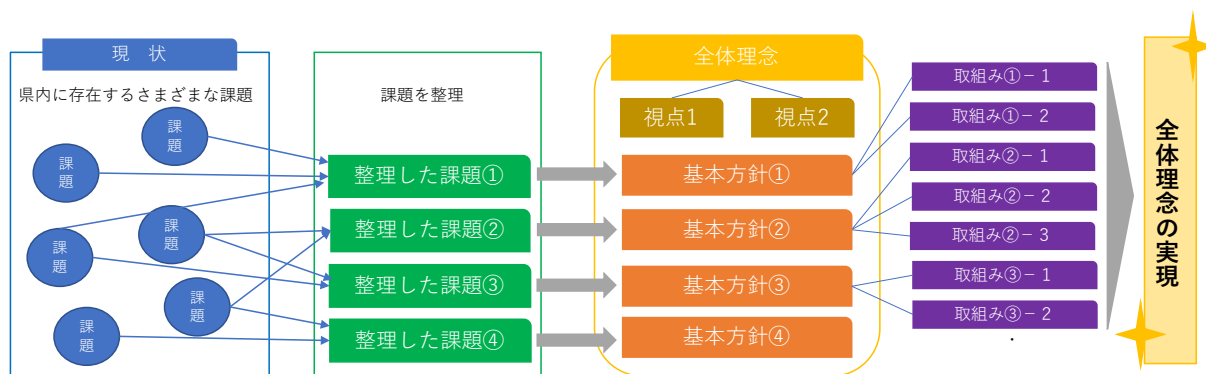
4 大綱の構成

県では大綱の策定に当たり、初めに、本県における文化財の保存と活用に関する現状と課題の把握を行いました。文化財の種別ごとの特徴や差異に配慮しつつ、地域や文化財の種別を超えて全体に通じる課題という視点から整理し、今後、県として取り組むべき課題を明らかにしました。

その上で、今後、本県が目指すべき文化財の保存と活用の方向性である「全体理念」を示します。また、それらの課題を解決するために、それぞれの課題に対応する形で「基本方針」を設定するとともに、具体的な施策を「主な取組み」として示すことで、「全体理念」の実現につなげます。

最後に、「全体理念」及び「基本方針」の推進に係る各関係者・機関・団体の役割や県の推進体制等の必要事項について整理しています。

◆図8 大綱の構成のイメージ図



《コラム》 本県の指定等文化財の概要（１） ～文化財種別ごとの概要～

県内には、国指定文化財が170件（うち国宝が6件）、県指定文化財が526件、市町村指定文化財が2,153件あります。

また、国及び県指定文化財の数の合計は696件で、東北地方では2番目に多い件数となっています。

このように、本県には自然や歴史的な背景から数多くの文化財が存在します。

◆表2 山形県内の指定等文化財件数（令和3年10月1日現在）

種別・区分		国指定等	県指定等	市町村指定等	
指定	有形文化財	建造物	30(1)	47	131
		美術工芸品	絵画	8(1)	77
	彫刻		11	72	
	工芸品		32(2)	103	
	書跡・典籍		4	40	
	古文書		7(1)	3	
	考古資料		6(1)	21	
	歴史資料		2	31	
	無形文化財		0	3	20
	民俗文化財	有形	10	7	108
		無形	6	22	84
	記念物	史跡	30	31	170
		名勝	8	2	6
		天然記念物	16	67	217
	小計		170	526	2,153
選定	文化的景観		2	0	0
	伝統的建造物群		0	-	-
	保存技術			-	-
合計		172(6)	526	2,153	

() 国宝で内数。

- 法及び条例上、制度の規定のないもの。

次に、文化財種別ごとの特徴を紹介します。

○有形文化財（建造物）

国宝である羽黒山五重塔（国指定／鶴岡市）などの木造建築物だけでなく、鳥居（国指定／山形市）のような石造物も指定されています。また、旧西村山郡役所（県指定・寒河江市）や旧東村山郡役所（県指定／天童市）など郡役所建築物が多数残っています。

なお、登録有形文化財は、年々件数を増やしており、その多くが近代以降の住宅などの建築物や砂防堰堤などの土木構造物です。

○有形文化財（美術工芸品）

絵画では、中世の仏画のほか、板絵著色神馬図（郷目貞繁筆／永禄六年九月奉納の記がある）（国指定／天童市）などの絵馬が指定されています。彫刻では、木造薬師如来坐像（中堂

安置) (国指定/山形市) など平安時代の木彫の仏像のほか、銅造ゆあみ新海竹太郎作 (県指定/山形市) のように近代のものも指定があります。工芸品では、国宝である太刀 銘信房作 (国指定/鶴岡市) など刀剣のほか、甲冑具足などの武具類、法具類、装束類と幅広く指定されています。書跡・典籍では、紺紙金字後奈良天皇宸翰般若心経 (越後国) (国指定/米沢市) などの指定があります。古文書では、国宝である上杉家文書 (国指定/米沢市) のような古文書群の指定があります。考古資料では、上柳渡戸八幡山遺跡出土品 (県指定/山形市) などの群資料の指定があります。歴史資料では、絵図のほか、峯中碑伝 (県指定/鶴岡市) など多くの石造物が指定されています。

○無形文化財

国の指定はありませんが、県指定の工芸技術として深山和紙 (県指定/白鷹町) など3件が指定されており、併せてそれぞれの保持者・保持団体が認定されています。

○有形民俗文化財

岩谷十八夜観音庶民信仰資料 (国指定/中山町) など信仰に関わるもののほか、庄内の米作り用具 (国指定/鶴岡市) など衣食住や生業、生産に関わるものが指定されており、いずれも本県の特徴をよく表しています。

○無形民俗文化財

杉沢比山 (国指定/遊佐町) や萩野・仁田山鹿子踊 (県指定/新庄市) など、多くの民俗芸能が指定されています。風俗慣習では、松例祭の大松明行事 (国指定/鶴岡市) などが指定されています。なお、民俗技術の指定はありません。

○記念物 (史跡)

国指定、県指定ともに原始から近代にかけての重要遺跡などが指定されています。どの時代も本県の歴史を語るうえで欠かすことのできない重要な遺跡です。

縄文時代の遺跡では、日向洞窟 (国指定/高島町) や大立洞窟 (国指定/高島町) などの洞窟遺跡のほか、小山崎遺跡 (国指定/遊佐町) や角二山石器時代住居跡群 (県指定/大石田町) など集落遺跡の指定があります。

古墳時代では、稲荷森古墳 (国指定/南陽市) や菅沢古墳二号墳 (県指定/山形市) の大規模古墳のほか、下小松古墳群 (国指定/川西町) や安久津古墳群 (県指定/高島町) など群での古墳も指定されています。また、この時期の集落遺跡として鳴遺跡 (国指定/山形市) や西沼田遺跡 (国指定/天童市) があります。

古代では、古代出羽国の政治の中心であった城輪柵跡 (国指定/酒田市) を筆頭に、堂の前遺跡 (国指定/酒田市) の付属寺院、須恵器窯跡 (県指定/上山市、鶴岡市) などの生産地が指定されています。

中世では、左沢楯山城跡 (国指定/大江町) や平形館跡 (県指定/鶴岡市)、清水城跡 (県指定/大蔵村) などの城館跡が多く指定されています。

近世以降は、山形城跡 (国指定/山形市) などの城郭、慈恩寺旧境内 (国指定/寒河江市) などの社寺境内、出羽仙台街道 中山越 (国指定/最上町) や一里塚 (県指定/酒田市) などの交通施設、新庄藩主戸沢家墓所 (国指定/新庄市) や林泉寺米沢藩上杉家及び家臣団墓所 (県指定/米沢市)、北楯大学墓 (県指定/庄内町) などの墳墓、旧鑑屋 (国指定/酒田市) や松ヶ岡開墾場 (国指定/鶴岡市)、春雨庵 (県指定/上山市) や格知学舎 (県指定/天童市)、旧山形県会仮議事堂 (県指定/山形市) などの旧宅・旧跡など、その種類は多岐にわたります。

○記念物 (名勝)

自然的名勝では、おくのほそ道の風景地 本合海 (国指定/新庄市) のほか大沼の浮島 (国指定/朝日町) などが指定されています。人文的名勝では、酒井氏庭園 (国指定/鶴岡市) など多くの庭園が指定されています。

○記念物 (天然記念物)

動物では、飛島ウミネコ繁殖地（国指定／酒田市）など、鳥類や魚類、昆虫等の生息地・繁殖域がエリアとして指定されています。また、「県の獣」でもあるカモシカ（国指定）などは、広範に生息が確認されていることから、地域を定めずに指定されています。植物では、東根の大ケヤキ（国指定／東根市）などの古木の指定が目立ちます。地質鉱物では、化石などの指定があります。

○文化的景観

文化的景観は、平成16年（2004年）の法改正において新たに加わった文化財で、条例でも同年に保護対象としたものです。これまでに、国によって最上川の流通・往来及び左沢町場の景観（国選定／大江町）など2件の選定があり、いずれも最上川に関連する文化的景観です。

○伝統的建造物群

伝統的建造物群は、昭和50年（1975年）の法改正において新たに加わった文化財ですが、これまでに国による選定はありません。

○文化財の保存技術

伝統建具製作技術（国選定／山形市）が国により選定され、本県に事務局が所在する全国規模の団体が認定されています。

○埋蔵文化財

本県には、周知の埋蔵文化財包蔵地が約5,200箇所あります。埋蔵文化財包蔵地は、原則的に旧石器時代から中世までに属するものはすべて対象となっていますが、近世に属するものについては地域において必要なもの、近現代に属するものについては地域において特に重要と判断されたものが、その対象となっています。

文化財検索サイト「山形の宝検索 navi」

県では、国及び県指定文化財等の写真や解説、所在地などを検索し、閲覧できるサイトを開設しています。

【URL】 <https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>



第2章 山形県の文化財を取り巻く現状と課題

1 文化財保護実態調査の実施

県では、県内の文化財保護の実態を把握するために、県指定文化財の所有者・保持者・保存会及び市町村に対して文化財保護実態調査を実施し、文化財保護の現状や所有に係る課題等に関する意見を広く聴取しました。

大綱は、本調査によって明らかになった実態を踏まえ策定したものです。なお、本調査の結果の概要は、資料編に附します。

(1) 県指定文化財所有者・保持者・保存会に対する調査

◇調査対象

県指定文化財所有者・保持者・保持団体・保存会 287件

◇調査時点

令和2年（2020年）10月1日

◇調査方法

種別毎に7種（建造物、美術工芸品、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）の調査票を用意し、対象者に対して該当する調査票（返信用封筒を同封）を郵送し、期限までに回答を得た。

◇主な調査内容

○所有者について

○県指定文化財の管理について

○県指定文化財の修理について

※「修理」には、史跡の整備や天然記念物の再生事業も含む。

○県指定文化財の活用について

○県指定文化財の防災について

○県指定文化財のこれからの継承について

◇回答数等

	種別	送付数 (調査票ベース)	回答数 (件)	回答率 (%)
1	建造物	37	28	75.7%
2	美術工芸品	148	103	69.6%
3	無形文化財	3	3	100.0%
4	有形民俗文化財	6	6	100.0%
5	無形民俗文化財	22	16	72.7%
6	史跡、名勝	22	21	95.5%
7	天然記念物	49	42	85.7%
	合計	287	219	76.3%

(2) 市町村に対する調査

◇調査対象

市町村 35 件

◇調査時点

令和 2 年（2020 年）10 月 1 日

◇調査方法

各市町村に対して電子メールで調査様式（エクセルデータ）を送付し、
期限までに回答を得た。

◇主な調査内容

- 市町村の文化財行政の現状について
- 文化財に関する計画等について
- 県指定文化財の所有者等との関係について
- 文化財の調査について
- 文化財の管理について
- 文化財の修理について

※「修理」には、史跡の整備や天然記念物の再生事業も含む。

- 文化財の防災について
- 文化財を取り巻く環境について
- 市町村の独自の取組について
- 県に期待すること

◇回答数等

35 件（100%）

2 文化財を取り巻く現状と課題

ここでは、本県の文化財を取り巻く現状と課題について、項目別に整理します。なお、文化財の種別ごとの現状と課題は、資料編に附します。

(1) 文化財を継承する基盤に関する現状と課題

① 継承の担い手に関する現状と課題

これまで多くの文化財は、寺院や神社、家、あるいは地域コミュニティそれぞれの中で、地域住民の協力を得ながら継承されてきました。しかしながら、近年は、少子高齢化等の影響から無住の寺や神社が増加し、旧家が空き家になるなど、その継承の基盤が揺らいでいます。また、地域において文化財の継承の中心となってきた住民が高齢化し、文化財を継承する担い手が減少しています。

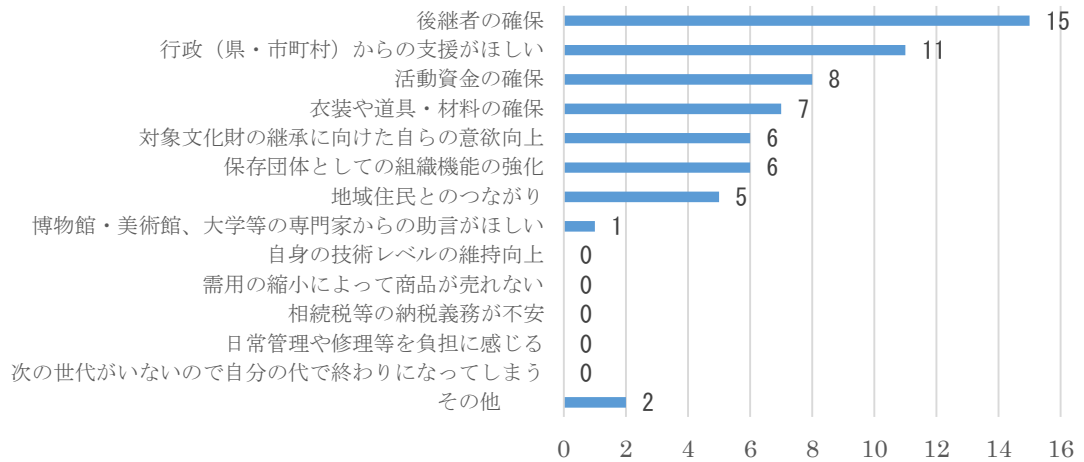
一方で、文化財によっては、その文化財が所在する地域の住民の興味、関心や理解が十分ではないものの、所在する地域の外に高い興味関心を持っている人がいる「関心のドーナツ化現象」が発生している場合があります。また、地域の魅力を伝える文化財であるにもかかわらず、一部の住民のみに継承が委ねられてしまっている場合もあり、地域全体での担い手の育成が課題となっています。

また、地域の歴史や文化に興味や関心を持つ大学生など外部の方々は有力な担い手として期待されていますが、大学卒業後も継続して活動に関わることが難しい場合もあり、担い手としての定着にはつながりにくいことが課題です。

県実態調査では、無形民俗文化財の保存会の9割以上が「後継者の確保」が課題と回答しました。特に民俗芸能などの場合、担い手を育成するためには子どもの時から親しむ機会をつくることが重要ですが、学校の統廃合等により地域学習の機会が失われる場合があるなど、子どもが地域の歴史や文化に触れる機会が減少しています。

◆図9 文化財の継承に当たっての課題（県指定無形民俗文化財保存会の回答）

※回答数 16 件（複数選択可）



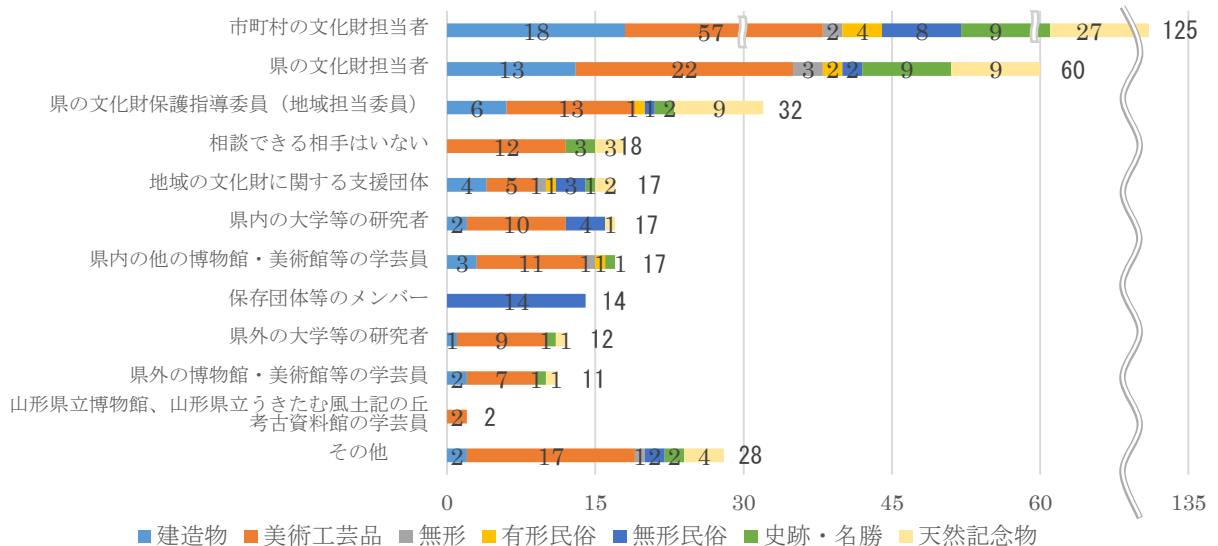
② 継承のための連携に関する現状と課題

文化財の継承に当たり、所有者等だけで課題や悩みを抱えて解決策が見出せない場合が多くあります。

県実態調査では、所有者等の約6割が市町村の文化財担当課を、約3割が県の文化財担当課を、「心配や困り事、疑問がある場合の相談相手」と回答していましたが、「相談できる相手はいない」という回答もあり、孤立している所有者等がいることも明らかになりました。

◆図10 心配や困り事、疑問がある場合の相談相手（県指定文化財所有者等の回答）

※回答数 219 件（複数選択可）

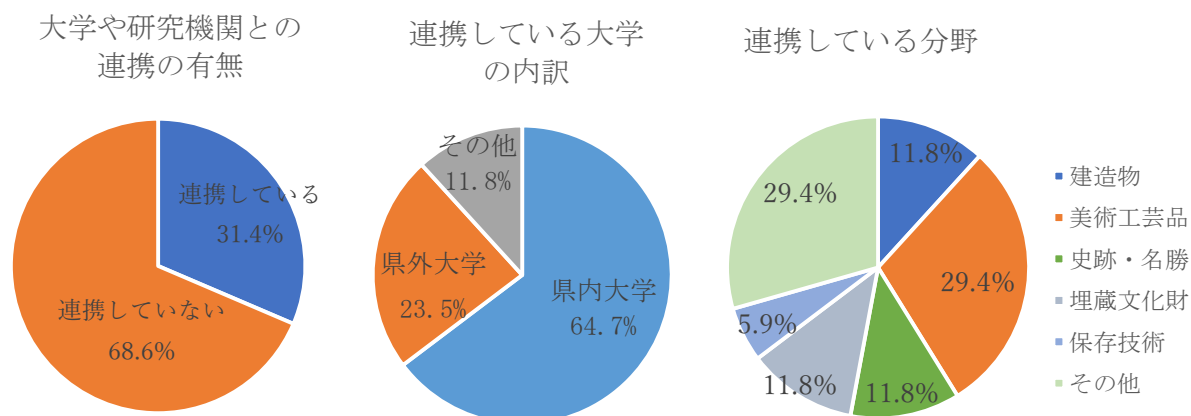


県では、山形県民俗芸能懇話会を開催し、民俗芸能団体間の緩やかなネットワークによる情報共有と課題解決を促しています。

また、県実態調査では、約7割の市町村から、調査の実施などで大学等研究機関と連携しているとの回答がありました。さらに、建造物や史跡・名勝の継承に当たっては、地域住民による郷土史研究会との連携が活発に行われています。

◆図11 市町村における大学等研究機関との連携状況（市町村の回答）

※回答数35件（複数回答可）



一方で、それぞれの市町村で行われている有効な取組みが、市町村間で十分に共有されていない場合も多く、効果が限定的になってしまっていることも課題として指摘されています。例えば、茅葺屋根の継承については、多くの市町村で以前からの課題となっていますが、一つの市町村が単独で取り組むにはコストを要することなどから、このような課題に対し、県が広域的な取組みを後押しする必要があります。

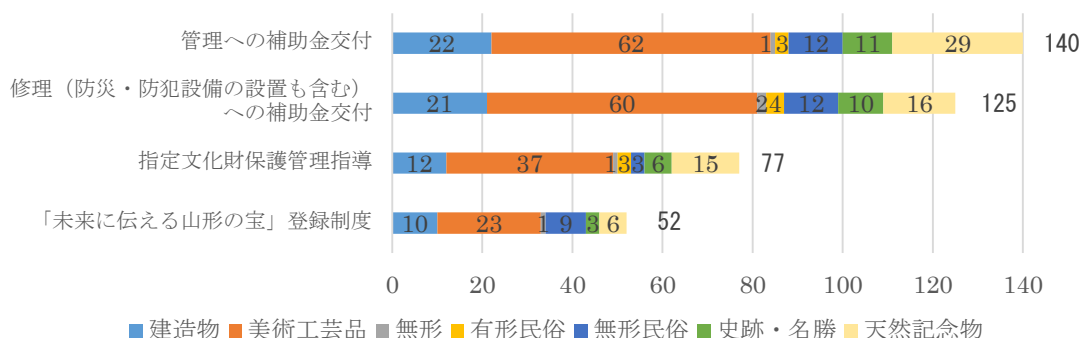
③ 継承に係る費用に関する現状と課題

文化財の維持管理や修理等に当たっては、多額の費用を要する場合も多く、所有者等が資金を確保できないため、文化財の継承が適切に図られない場合があります。

県は、国及び県指定文化財の維持管理や修理等に係る費用に対して補助を行い、所有者等の負担軽減を図ってきました。市町村の多くも、域内の文化財の保護の観点から随伴して補助を行っています。修理等を要する文化財は多数あり、また、修理等に多額の費用を要する場合も多いため、文化財の修理等に対して県及び市町村が必要な予算を確保することは非常に重要です。

◆図 12 今後も続けてほしい県の取組み（県指定文化財所有者等の回答）

※回答数 219 件（複数選択可）



特に、建造物や美術工芸品の有形文化財については、「自分の代は守っていくが、子どもにそれは求められない」という所有者の声もあり、所有者等が県や市町村に対して寄贈の意向を示す場合がありますが、県や市町村にとって価値の高い文化財であっても、財政状況等により県や市町村が受け入れられない場合には、行き場を失ってしまうことがあります。また、県や市町村が寄贈を受けた場合でも、財政状況等により適切な保存や活用に至らないこともあり、大切に受け継がれてきた貴重な文化財を確実に継承するための費用負担の在り方を検討することが急務となっています。

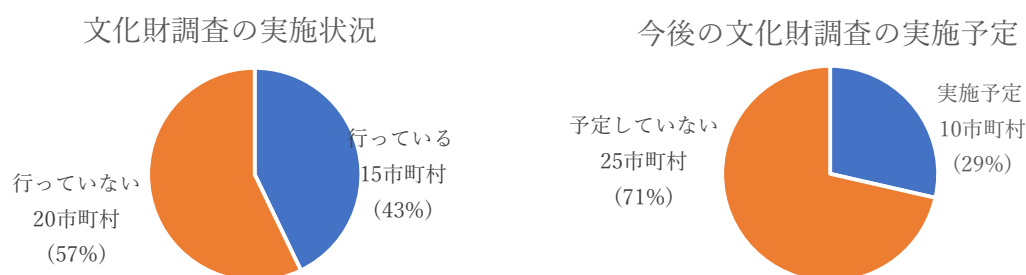
(2) 文化財の保存に関する現状と課題

① 調査に関する現状と課題

県内における文化財の把握を行うための総合的な文化財調査としては、県が昭和 25 年（1950 年）から昭和 58 年（1983 年）にかけて各種別・テーマごとに実施した「山形県文化財調査」や、昭和 60 年（1985 年）に実施した「山形県無形民俗文化財調査」などの調査があり、いずれも冊子や報告書等が刊行されています。

また、市町村でも、域内の文化財の悉皆調査や市町村史編纂事業による調査のほか、個々の文化財の学術的価値を明らかにするための調査などが活発に行われています。県実態調査では 15 市町村が文化財調査を実施しており、また、10 市町村が今後実施を予定しています。

◆図 13 市町村における文化財調査の実施状況



このように、県及び市町村において、それぞれ文化財調査が実施されてきましたが、本県に残る多数の文化財や本県の歴史文化の深さや多様性を鑑みると、これまでの調査だけでは十分ではないと考えられます。近年の文化財の対象の広がりや最新の学術研究の進展を反映し、悉皆的・総合的な調査及び個別の文化財調査を進める必要があります。

② 指定に関する現状と課題

これまで、文化財の指定について、県では、平成 6 年度から平成 22 年度までは、県文化財保護審議会の各担当委員から提案された指定候補を A～D ランクに分類し、A ランクから順次指定してきました。また、平成 23 年度から令和 2 年度までは、B～D ランクを廃止し、A ランクと A ランク候補に分類して順次指定してきました。

こうした文化財の県指定の進め方について、指定候補としてランク付けされてから、長年、指定又は候補除外にならないものもあり、ランク制度が機能的に働いていないことが課題となっていました。また、県内の文化財を幅広く調査して、候補として把握できていないため、指定された文化財に地域や種別の偏りが生じていることも課題となっています。

③ 維持管理に関する現状と課題

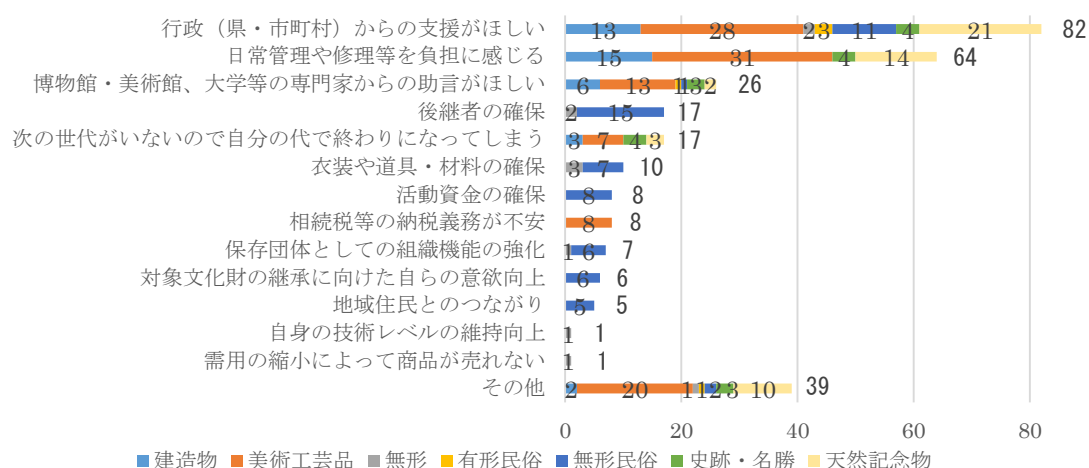
文化財を確実に継承していくためには、所有者等による日常の適切な維持管理が非常に重要です。文化財の維持管理は、所有者等の義務とされていますが、県実態調査では、所有者等の多くが日常の維持管理に負担を感じていることが明らかになりました。多くの市町村から、所有者等との関係において、維持管理に不安を感じているとの回答がありました。

また、県や市町村が所有者等から維持管理に関する専門的・技術的な相談を受けても、専門的な知識の不足などから、指導・助言できない場合があることも課題の一つとなっています。

さらに、指定文化財については、法や条例に基づく所有者変更届や所在場所変更届等の維持管理に関する必要な手続きについて、所有者等が十分に理解していない場合もあり、世代交代等による相続時に文化財に関する届出が忘失され、そのまま所在不明になる事案が多く発生しています。

◆図 14 文化財の継承にあたっての課題（県指定文化財の所有者等の回答）

※回答数 219 件（複数選択可）

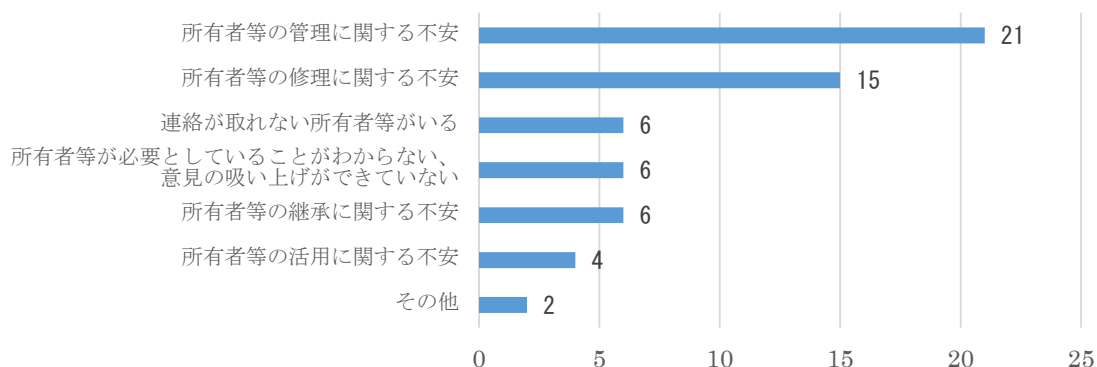


種別毎に現状と課題を整理すると、建造物については、所有者の半数以上が「日常管理や修理を負担に感じる」に回答していますが、これは、日常の維持管理に多額の費用の負担が伴うことが要因と考えられます。

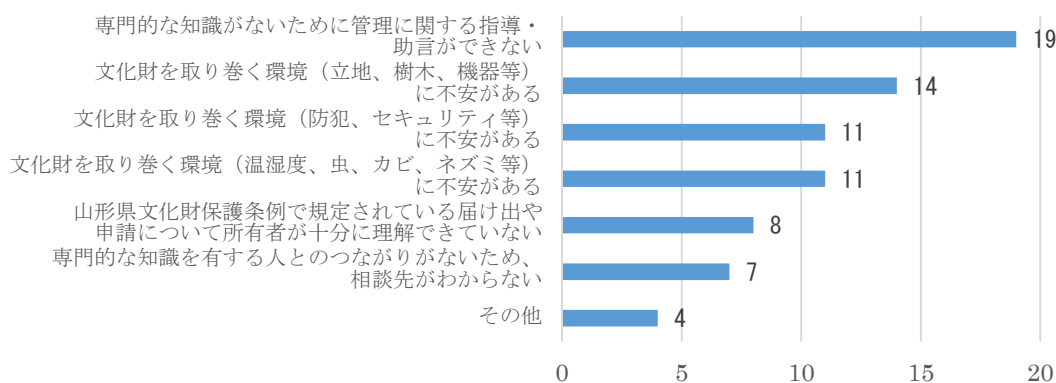
美術工芸品については、温湿度や光の影響を受けやすいため、保存環境に留意する必要がありますが、適切な環境での保存が難しい場合があります。また、保管施設の防犯・防災設備の設置・更新や耐震化等のハード面の整備が未整備の場合も多い状況です。

無形民俗文化財については、その保存会の半数から「活動資金の確保」が継承に当たっての課題であるとの回答がありました。

◆図 15 所有者等との関係における課題（市町村の回答） ※複数選択可



◆図 16 文化財の管理に関する課題（市町村の回答） ※複数選択可

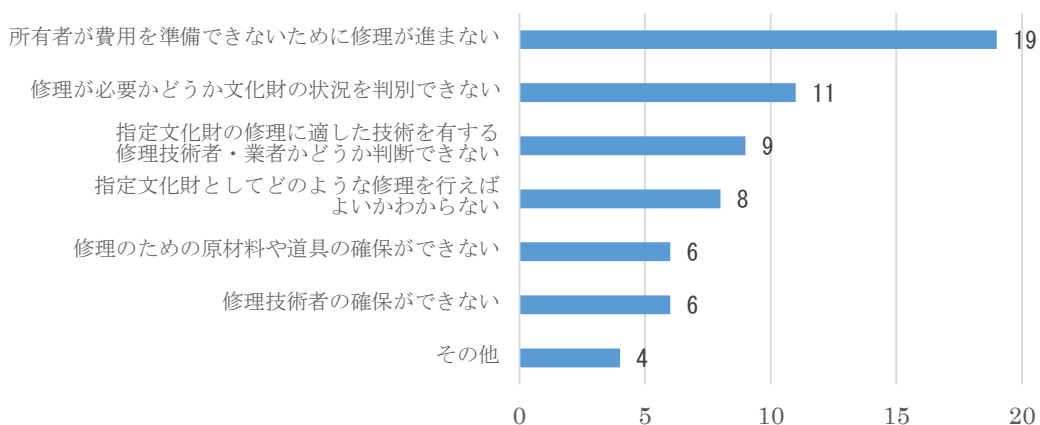


④ 修理等に関する現状と課題

国及び県指定文化財については、所有者等をはじめ国、県、市町村によって、修理や防災設備の整備・更新、土地の公有化など保存に関する取組みが行われてきました。

しかしながら、指定文化財であっても、適切な周期での修理等が行われず、修理等が必要なものが多数確認されています。修理等が進まない理由として、所有者等の費用の負担が大きいこと、所有者等が修理をすべき時期かどうかの判断ができないこと等が挙げられているほか、県及び市町村の予算が十分に確保されていないことも指摘されています。

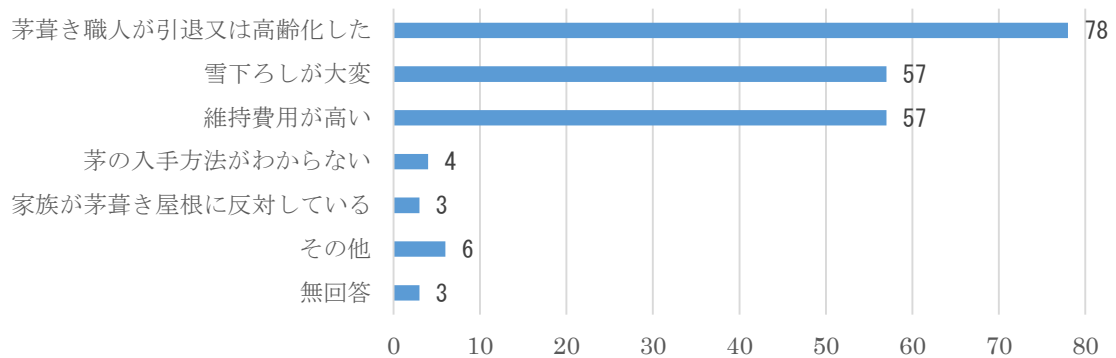
◆図 17 修理に関する課題（市町村の回答） ※複数選択可



そのため、県では、令和3年度から「県指定文化財保存実態調査」⁹として、県指定文化財の損傷状態を調査し、修理の必要性・緊急度を判断することで、県及び市町村、所有者等が修理費用の準備も含めて計画的に修理を進める取組みに着手しています。

一方で、伝統的な建物等の減少に伴い、その需要が低下しているため、文化財の維持や修理に必要な伝統的技術、原材料、道具などが消滅・衰退の危機にあります。中でも、茅葺技術については、継承の危機にあることが指摘されており、平成25～26年度に県教育委員会が実施した調査¹⁰によると、県内の茅葺職人は41名しかいませんが、茅葺屋根の建築物は718棟（うち指定文化財は53件）にも上りました。また、その所有者（全160件のうち回答があった110件）からは、職人の不足や高額な維持コスト、茅材の調達困難などの課題が寄せられており、早急な対策が必要です。

◆図18 茅葺き屋根の維持について困っていること（茅葺き屋根建造物所有者の回答）



⑤ 史跡・名勝の指定及び整備等に関する現状と課題

史跡・名勝は、広範囲の土地と結びついている文化財であり、指定に当たっては、所有者等の権利が制限されることなどから、指定の同意を得ることが困難な場合があります。また、開発行為からの保護を図るために市町村が土地の買い上げを要する場合、多額な財政負担を伴う場合もあります。

さらに、国指定史跡については、保存活用計画¹¹を作成し、保存や整備に関する将来的な方針を明らかにしたうえで整備を行います。その後の整備には10年以上を費やす大規模な事業となる場合が多く、所有者等及び当該市町村にとって長期にわたる財政等の負担を伴うことが指摘されています。

⁹ 詳細は47ページ参照。

¹⁰ 一般財団法人山形県建築士会茅葺屋根建造物調査委員会『山形県茅葺屋根建造物継承事業調査報告書』（平成27年、山形県教育委員会）による。

¹¹ 保存活用計画とは、所有者等が法に基づき作成するもので、各文化財の個別の状況に応じて、その保存と活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組みの内容を位置付けた、個々の文化財の保存と活用を進めていくための指針となる基本的な計画。

⑥ 無形文化財等の伝承に関する現状と課題

無形文化財や無形民俗文化財は、変容を前提とする生きた文化財と言われていますが、その伝承に当たり、時代背景や社会情勢等に応じて、その変容をどこまで許容していくかは、大きな問題であると考えられます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、保存団体等が抱えていた様々な問題が顕在化し、その伝承の在り方は大きく揺らいでいます。例えば、感染拡大防止の観点から人が集まったり動いたりすることが難しくなり、練習や発表の機会の大幅な減少のほか、奉納や公演による資金集めが難しくなっています。

県では、令和2年（2020年）10月に国及び県指定の無形民俗文化財の保存団体に対して、その伝承の状況調査を実施しました¹²。その結果、回答を得られた20団体のうち、13団体が令和2年度中に予定していた祭り・行事や民俗芸能の中止を余儀なくされていました。また、実施した7団体のうち、3団体が実施日や実施場所を変更し、従来と同様の方法で実施した団体は4団体のみでした。

¹² 新型コロナウイルス感染症によって、全国的に祭り・行事や民俗芸能等が中止を余儀なくされていることから、県内の状況を把握するために、県及び県指定の無形民俗文化財保存団体（30団体）に対してその状況を調査したものの。

(3) 文化財の活用に関する現状と課題

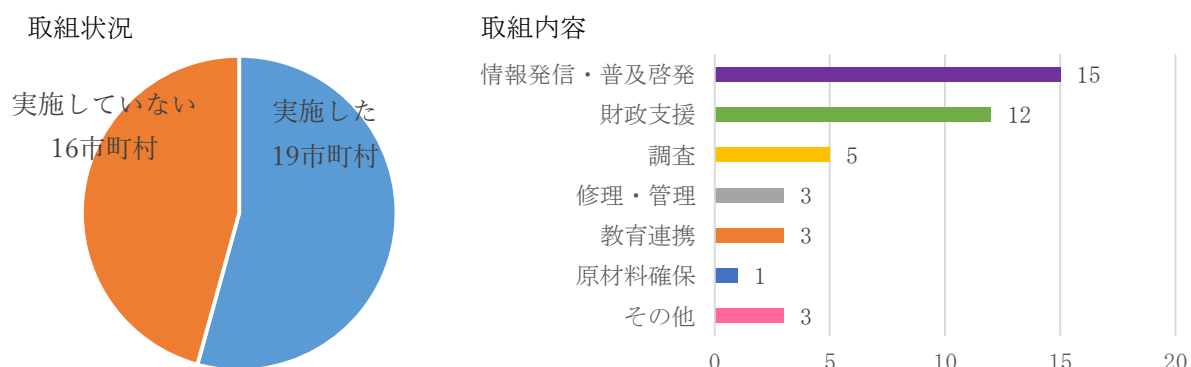
① 理解の促進に関する現状と課題

これまで、所有者等をはじめ文化財関係者によって、地域の歴史や文化財の価値の理解を促進する取組みが行われてきました。

県では、埋蔵文化財発掘調査の速報会や市町村施設での出土品展示、埋蔵文化財センターと連携した小学校への出前講座等の普及啓発事業、出土品の貸し出しなど、埋蔵文化財を中心に理解を促進する取組みを行っています。

また、県実態調査では、19市町村において直近5年間に文化財保護に関する取組みが行われ、そのうち15市町村において域内の文化財の一斉公開や講座の開催などの情報発信や普及啓発の取組みが行われていることが明らかになりました。

◆図19 市町村における直近5年間の独自の取組み（市町村の回答）



しかしながら、県民の文化財に対する関心が十分に高まっているとは言えず、その要因として、文化財を「分かりにくいもの」と受け止め、「自分には関係のないもの」という認識に結び付いているためと考えられます。特に、所有者等の世代交代に当たっては、後継者に文化財についての正しい理解が得られない場合、売却や廃棄につながる恐れもあります。

一方で、「分かりやすさ」を優先することにより、誤解や偽史が独り歩きし、文化財の本質的価値が伝わらないこともあるため、「分かりやすさ」についてどこまで許容するか個々の文化財について判断する必要があります。

② 文化財の公開に関する現状と課題

近年、文化財の価値や魅力を地域づくりに活かし、文化財を地域の宝として位置付け、人々の交流を促す動きが求められています。

文化財の活用については、特に建造物において活発に行われていますが、安全に多くの観光客等の来訪者を呼び込むためには、建築基準法¹³や消防法などへ

¹³ 国の重要文化財や史跡となっている建造物（建築物）は、建築基準法第3条に基づき、建築基準法による適用除外となっているが、国の登録有形文化財や県・市町村指定の建造物をはじめ

の適合が不可欠ですが、そのためには多額の費用がかかる場合も多く、活用を断念し、そのまま放置されてしまう場合があります。また、社寺建造物への液体散布、落書きなど文化財をき損する事案が発生しており、防犯設備の整備や所有者や地域住民によるパトロールなどの活動が求められる場合があります。

また、公開やイベントなどの文化財の活用に関する取組みについては、見学者等の受入体制の整備等に費用の負担を要し、もともと体力のない所有者等や地域にとって大きな負担となることがあるため、県や市町村によるサポートが必要とされています。

なお、活用が優先されることによる文化財の劣化が懸念されるなど、保存と活用の均衡についても留意すべき課題であることが指摘されています。

③ 地域づくりや観光振興への活用に関する現状と課題

文化財の活用については、文化財の価値や魅力を多くの人に理解してもらう普及啓発としての活用のほか、文化財を地域の宝として地域づくりへの活用や観光振興のための活用などが行われており、県でも「日本遺産」や「未来に伝える山形の宝」等の取組みを通じて、未指定の文化財を含めた地域の文化財の活用を進めてきたところです。

近年は、歴史的な建造物や町並み、伝統的な行事や祭礼など、地域に古くから伝わる文化財を地域活性化や地域創生、地域経済の活性化などに活用することへの期待が高まっています。

こうした背景の中で、令和2年（2020年）5月1日には、地域の様々な文化資源¹⁴を磨き上げることで文化についての理解を深める機会を充実させ、国内外からの観光客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とした「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、地域づくりや観光振興への活用が進められています。

なお、県実態調査では、文化財を取り巻く環境として「観光客が増加しており文化財のニーズが高まっている」への回答は少なく、所有者等は観光分野での文化財の活用への関心の高まりを実感できていない実情にあります（図2）。

とする歴史的建造物については、活用のための用途変更や回収を行う場合、原則として建築基準法が適用されます。

¹⁴ 有形又は無形の文化的所産以外の文化に関する資源のこと。

(4) 文化財の防災に関する現状と課題

① 平時の対応に関する現状と課題

近年、全国的に地震や大雨、洪水等が頻発していますが、災害は文化財にとっても大きく、身近なリスクの一つです。県では、文化庁が策定したガイドライン¹⁵を踏まえ、市町村文化財主管課や県文化財保護指導委員を通じた所有者等への防火・防災への注意喚起や、毎年1月26日に実施している「文化財防火デー」の取組みによって防火意識の啓発に努めています。また、国及び県指定文化財の耐震補強や防火・消火設備の設置等に対する補助を行ってきました。

しかしながら、特に県指定文化財の建造物は、防災・消火設備が未設置の施設や、耐震診断を行っていない施設が多数あり、ハード面の備えは十分ではありません。その理由として、それらの対応に多額な経費を要することにより所有者の負担が大きくなることが挙げられますが、建造物の被害は人命にも関わる恐れがあることから、その対策が求められます。

文化財の防災対策については、平時に、どのような文化財が、どこに、どのような状態で所在しているのかを把握することから始まるとされています。しかし、特に未指定の文化財については、その所在と状態の把握が十分ではない場合も多く、そのような文化財が災害の被害に遭った場合、地域の歴史や文化の証左が人知れず失われてしまうことにもつながります。

また、県及び市町村それぞれにおいて、防災・災害対応全体における「文化財防災」の位置付けが十分とは言えません。

② 災害発生時の対応に関する現状と課題

災害が発生した場合、県は「山形県地域防災計画」に基づき、県防災担当部局や市町村文化財行政主管課と連携し、指定文化財を中心に被害状況の把握を行い、指定文化財については文化庁や文化財防災センターと情報共有のうえ対処しています。一方、未指定文化財については、レスキューに関わる民間団体や大学等研究機関との連携による対応が考えられますが、現状ではそのようなネットワークは構築されていません。

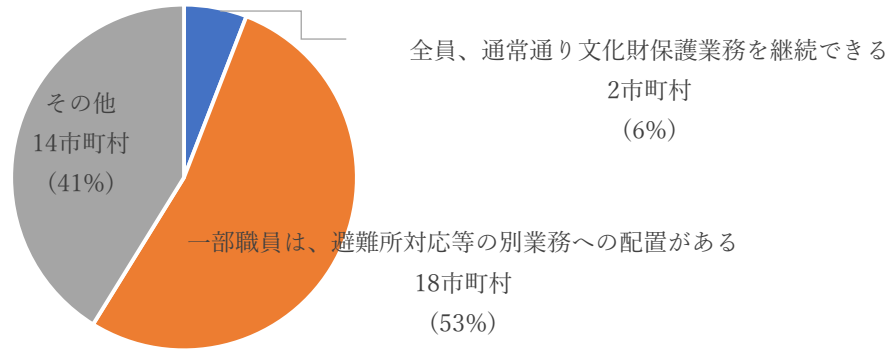
また、土蔵などの伝統的建造物の中には、古文書や工芸品、民具等の多種多様な文化財が収められている場合があるため、災害発生時は文化財の種別を超えて関係者が相互に連携することが求められますが、そのような連携体制も構築されていません。

県実態調査では、災害発生時に9割以上の市町村から、少なくとも一部の職員は避難所対応等の別業務に従事する必要があり、通常通り文化財保護業務を継続できない、という回答がありました。そのうち約4割の市町村からは「全

¹⁵ 令和元年9月に文化庁が策定した「国宝・重要文化財（建造物）等の防災対策ガイドライン」、
「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防災対策ガイドライン」。

職員が別業務に従事する可能性がある」との回答があり、災害発生時には県内外の関係者が連携し、市町村の文化財保護業務をサポートする必要があります。

◆図 20 市町村における災害発生時の状況（市町村の回答）



※「その他」は、いずれも「全職員が別業務に従事する可能性がある」との趣旨の回答。

《コラム》 山形県の指定等文化財の概要（2）

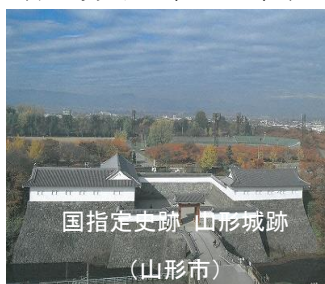
～地域ごとの特徴～

県内各地域における指定文化財等の分布状況や特徴を紹介します。

○村山地域

国指定等文化財は県全体の約 34%、県指定等文化財は約 39%と、いずれも 4 地域のうち最も多くを占め、また、市町村指定等文化財も約 33%と、庄内地域に次いで多くなっています。

国・県・市町村指定等文化財の種別毎件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、603 件が分布し、また、他の地域と比べて建造物が多いことが特徴です。



○最上地域

国指定等文化財は県全体の約 6%、県指定等文化財は約 4%、また市町村指定等文化財も約 6%と、いずれにおいても 4 地域のうち最も少ない割合となっています。

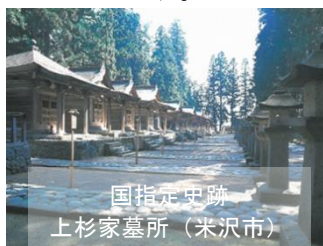
国・県・市町村指定等文化財の種別毎件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、67 件が分布していますが、史跡・名勝・天然記念物が 63 件と、美術工芸品と史跡・名勝・天然記念物がほぼ同数で分布していることが特徴です。



○置賜地域

国指定等文化財は県全体の約 29%、県指定等文化財は約 22%と、4 地域のうち村山地域及び庄内地域に次ぐ割合となっています。また、市町村指定等文化財は約 17%と若干割合を落としますが、地域別割合としては庄内地域、村山地域に次ぐ割合となっています。

国・県・市町村指定等文化財の種別毎件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、287 件が分布しています。また、当該地域内における史跡・名勝、天然記念物の割合が高くなっています。



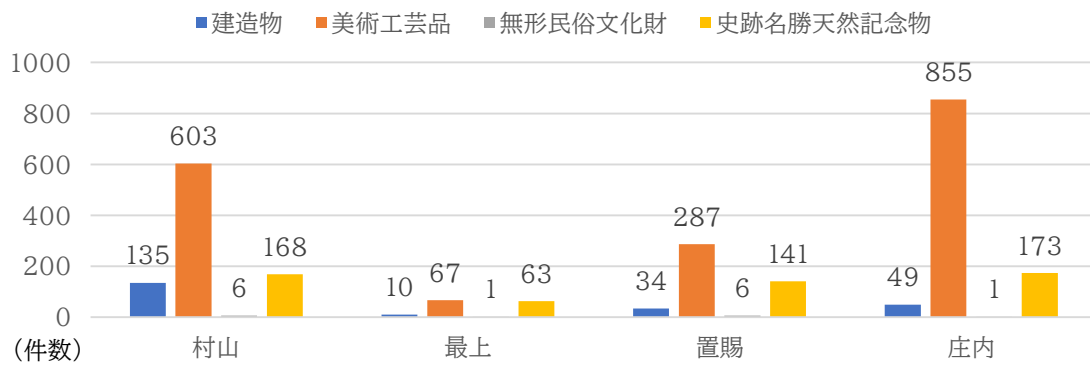
○庄内地域

国指定等文化財は県全体の約31%、県指定等文化財は約35%と、村山地域に次いで多くを占め、また、市町村指定等文化財は約44%と4地域のうち最も大きな割合を占めています。

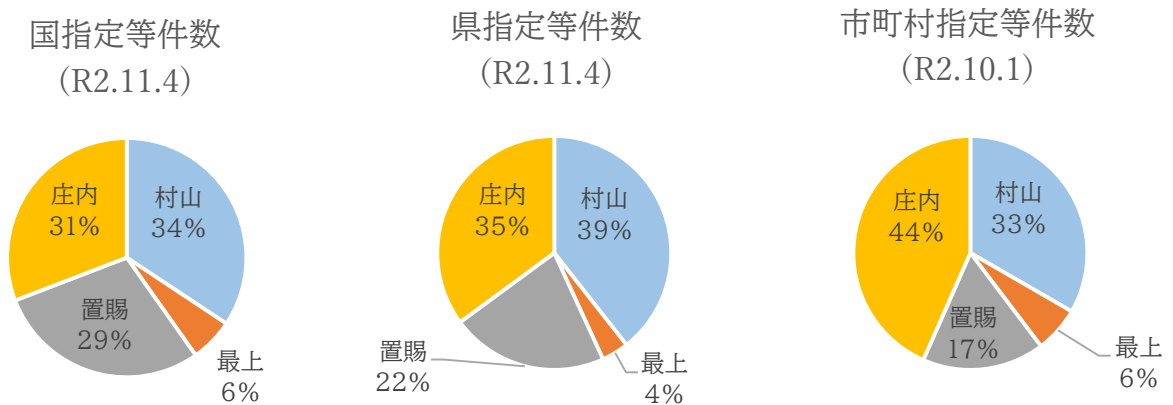
国・県・市町村指定等文化財の種別毎件数では、美術工芸品が855件、史跡・名勝・天然記念物が173件と、4地域のうち最も多くを占めています。



◆図21 地域ごとの国・県・市町村指定等文化財の分布



◆図22 地域ごとの国・県・市町村指定件数の割合



第3章 全体理念～山形県が目指すべき文化財の保存と活用の姿～

1 全体理念

前章で述べた現状と課題を受け、今後、本県の文化財の保存と活用における目指すべき姿は、次のとおりです。

文化財は未来に伝える地域の宝
～保存と活用の好循環によって文化財を確実に次世代へ継承する～

本県には、県内各地に地域の歴史や文化を伝える文化財が数多く存在しています。これらは持続可能な地域づくりを進めていくうえにおいて、「地域の宝」として人と人とを結び付ける拠り所となるものであり、確実に次世代へ継承していく必要があります。しかしながら、先に述べたとおり、県内の文化財の継承には多くの困難な課題に直面しており、関係者の連携のもと、解決に向けた一刻も早い対応が求められています。

文化財を次世代へ継承するためには、まずは県民一人ひとりが、地域に広く存在している文化財に目を向けてその価値に気づき、文化財が有している価値や魅力を理解することが大切です。そして、それぞれの地域の住民の間で「文化財はこの地域の現在や未来にとってなくてはならないもの」という共通理解が生まれることによって、地域が一体となった継承への機運が高まることが重要です。また、行政は、関係機関との連携のもとに実施した調査に基づき、身近な地域の由来や個々の文化財の結びつきをテーマやストーリーとして発信するなど、地域住民が文化財の価値や魅力を理解できるよう、丁寧にサポートする必要があります。

地域住民の間で文化財の価値や魅力に対する共通理解が生まれることにより、修理などの取組みが行われ、適切な保存につながります。健全な状態になることにより高まる文化財の価値や魅力を、さらに多くの人々や子どもたちに知ってもらうため、様々な活用を行うことで、その文化財にさらに新たな歴史が刻まれ、地域によって文化財が育まれていきます。

このように、保存と活用の取組みを繰り返し行うことにより、保存と活用の好循環が生み出され、文化財は次世代へ確実に継承されます。また、文化財の保存と活用の取組みを通して、県民一人ひとりが地域の魅力を認識し、郷土愛が育まれ、さらに深まることを目指します。

2 全体理念を支える視点

前章の現状と課題を受け、本県における文化財の保存と活用の全体理念を支える2つの視点を示します。

【視点1】 地域全体での継承の視点

文化財はそれぞれが個々で存在しているのではなく、人や自然との関わりの中で生まれ育まれてきました。豊かな山々や河川、海などの自然環境のもとで営まれた生活の中で人々の信仰が生まれ、祈りを捧げるための寺社や彫刻等が造られ、生業を通して歴史的な町並みが形成され、そこでは民俗芸能や郷土食等が生み出されてきました。このように、地域に伝わる文化財は、それぞれの地域との有機的なつながりを持ちながら存在しています。

地域の人々も、文化財が育まれてきたこのような地域のつながりの中に存在しており、それぞれが「わたしたちの文化財」として捉えることにより地域との結びつきを強く意識し、県民一人ひとりが主体的に地域の文化財の継承活動に参画することが大切です。

こうした継承活動に子どもたちも積極的に参加することで、子どもたちも文化財への理解が深まり、未来の担い手の育成に加え、子どもたちの郷土を愛する心、地域を大切にす意識の醸成にもつながります。

【視点2】 関係者による連携の視点

文化財の継承については、これまでは所有者等が文化財の継承の主体でしたが、所有者等だけでなく、県、市町村、所有者等、大学等研究機関、修理技術者、地域住民などの文化財関係者が、日常的に連携して継承活動に取り組むことが大切です。

また、文化財を継承するために大切なことは、文化財は地域の基盤であり、県民一人ひとりにとって身近な存在であるという理解の定着であり、そのためには、文化財分野だけでなく、観光や教育、産業、地域づくり、農業などの様々な分野の関係者と積極的に連携する視点が重要です。文化財を知り、文化財に触れるための入り口をより広く確保し、多くの人々が文化財の価値や魅力を知ることにより、相互に様々な新しい価値や効果が生み出されることが期待されます。

第4章 基本方針の展開

前章の全体理念を実現するため、今後、次の4つの基本方針に基づいた文化財の保存と活用を目指します。併せて、基本方針を踏まえ、県による主な取組みを示します。

基本方針1 みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化

文化財の保存・活用を推進するに当たっては、担い手の確保や持続的な取組みの実施などがその基盤となります。今後、本県においては一層の少子高齢化や人口減少の進行が見込まれており、文化財を確実に継承していくため、それらの基盤をさらに強化していく必要があります。

《1-1》担い手の育成

少子高齢化や人口減少が進行する中で、文化財を次世代へ確実に継承していくためには、文化財の担い手の確保が急務となっています。文化財の担い手の育成に当たっては、所有者等だけでなく、地域住民や興味・関心のある方々が地域の文化財の継承活動に主体的に関わることが重要です。そのため、文化財の継承活動を地域活動の一環として実施するなど、地域住民をはじめ所有者等以外の方々が文化財に関わる機会や場を幅広く設けることが必要です。

また、学校等との連携により、子どものうちから文化財の継承活動に関わることにより、未来の担い手を長期的に育成することも重要です。

【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による各地域における担い手育成への支援
- 「ふるさと塾」¹⁶賛同団体登録促進による子どもの伝承活動の活性化

《1-2》関係者による連携

所有者等は、文化財の維持管理や修理など様々な責務を負っており、それらを大きな負担に感じてしまう場合があります。所有者等だけが文化財の継承の重責を負うのではなく、地域住民や継承に取り組む地域の団体などと連携・協力しながら、支援者や理解者を増やし、地域全体で継承することが重要です。そのためには、地域住民等が継承の取組みに参画しやすい体制の整備や同じ文化財種別の所有者等同士が課題や対応策を共有する場の設定などにより、所有者等の継承意欲の向上や効果的な取組みの波及を促進する必要があります。

¹⁶ 山形県の将来を担う子供たちが「ふるさと山形」の生活文化や生活の知恵、伝統芸能などの地域文化を学びながら伝承する活動を促すために県教育委員会が実施している取組み。

また、市町村がお互いの取組みや情報を共有できる機会を設けることにより、効果的な取組みの他市町村への波及や、広域的な課題解決を促進する必要があります。

【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による地域住民が参画した継承活動への支援
- 県民俗芸能懇話会の開催による情報交換
- 地域別民俗芸能団体懇話会の設立・運営への支援
- 市町村職員を対象とする研修の実施や情報交換の場の確保
- 文化財の所有者等同士の情報交換や交流の機会創出の検討
- 大学等研究機関や関係団体との連携による継承活動の推進

《1-3》社会全体で応援する資金確保

文化財の継承に当たっては、維持管理や修理等に多額の費用を要し、所有者等の大きな負担となる場合が多く、県は継続して、国及び県指定文化財の維持管理及び修理等に係る費用に対して補助を行い、所有者等の負担軽減に努める必要があります。また、大切に受け継がれてきた貴重な文化財を確実に継承するために、安定的な資金確保の在り方や希望する方々が文化財の修理等を支援できるような仕組みの構築を検討することが必要です。

【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の維持管理及び修理等に対する補助の実施
- 所有者等によるクラウドファンディングの実施や企業メセナ等各種助成金への応募に関する情報提供
- 文化財保護に関する基金やガバメントクラウドファンディングなどの資金調達方法の検討

基本方針2 文化財の確実な保存の推進

文化財を確実に継承するためには、地域にどのような文化財があるか把握し、必要に応じて指定等によって保護を図り、日常の維持管理や修理等の保存の取組みを進めることが重要であり、また、そのための原材料の確保や技術の継承についての取組みも求められています。これら保存のための一連の取組みは、次世代への継承の根幹であり、次の基本方針3を実現するためにも確実に進めていく必要があります。

《2-1》文化財の総合的な把握と個別の文化財調査の促進

文化財の確実な継承に当たっては、地域にどのような文化財が存在しているのか、価値の定まっていない未指定文化財も含めて総合的に調査し、文化財の所在やその内容を把握することが必要です。このことは、災害時の迅速なレスキューにもつながるため、過去の調査等で把握された情報についても、必要に応じて再調査を行い、所在や状態等に関する情報を更新していく必要があります。また、近年、文化財の対象は広がっており、それらの価値の総合的な調査も求められています。

また、文化財の保存と活用を進めるためには、調査によって文化財の内容や特徴を把握し、文化財の持つ豊かな価値や魅力を引き出すことが重要です。そのため、個別の文化財の詳細調査を進める必要があります。

なお、調査の実施に当たっては、大学等研究機関や博物館などの専門機関の協力を得ながら連携して取り組むことや、地域で活動している郷土史研究会はじめ、地域住民の幅広い参画や協力を促すことが重要です。

【県の主な取組み】

- 各種別・テーマに応じた県内の文化財調査の実施
- 市町村による地域計画作成に係る文化財の所在確認調査への支援

《2-2》調査・研究に基づく指定

文化財が有する価値や魅力を引き出すためには、個々の文化財の調査や研究によって文化財の歴史や特徴を把握し、価値を明らかにすること、さらに、価値が明らかになった文化財は、文化財の種別ごとの基準に則って指定を進めることが重要です。

指定に当たっては、文化財の種別や地域性に偏りが生じないように留意するとともに、例えばお堂の指定に当たり、建造物としての評価だけでなく、境内地も含めた史跡としての評価も検討するなど、文化財の種別を横断し、総合的に進めることも重要です。

また、既に指定している文化財についても、その後の調査や学術研究に基づき、必要に応じて追加指定や名称の変更、員数の変更など、指定内容を整理・更新していくことが重要です。

さらに、指定だけでなく、市町村や地域全体が主体となる伝統的建造物群や文化的景観などの選定や、国の登録制度など、指定以外の様々な手法を適切に活用することも重要です。

【県の主な取組み】

- 県内全域での幅広い調査による適切な指定候補の把握と、文化財の種別ごとの基準に則った指定の促進
- 県指定文化財の名称変更や追加指定などの整理・更新の実施
- 国の指定等への支援
- 国の伝統的建造物群や文化的景観の選定への支援
- 国の登録制度の積極的な活用

《2-3》適切な維持管理

文化財を継承していくためには、大学等の研究機関や修理技術者等による専門的な助言等に基づき、適切な保存環境の確保や周辺環境の整備を図るなど、日常の適切な維持管理が重要です。

無居住の施設等に所在する文化財については、盗難被害のリスクが高くなるため、日常の維持管理に加え、防犯設備の設置の促進や警察と連携した防犯対策の強化を図ることが望まれます。

また、文化財の所在不明を防止するため、指定文化財の所有者等は所有者変更届や所在場所変更届など、法や条例に基づいた手続きを遵守する必要があります。

【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の維持管理に対する補助の実施
- 国及び県指定文化財の防犯設備の設置・更新に対する補助の実施
- ハンドブックの作成や研修会の開催等による市町村や所有者等に対する日常管理及び各種手続きの周知の検討

《2-4》定期的な状態の把握

文化財を確実に継承するためには、定期的に文化財の状態の変化や変容を観察することが重要です。例えば、樹木等は環境変化や病害虫によって急速に枯損が進行することがあるため、生育状況を注視することによって早期に変化を把握することが有効です。なお、その場合、いつ、どのような変化があり、どのような処置を施したのかを継続して記録することも大切です。

また、無形文化財や無形民俗文化財は、そもそも「変容を前提とする生きた文化財」であり、どのような変容が生じているかを把握することにより、継承の在り方の検討につながります。

【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の管理・防災パトロールの実施による管理状況等の把握
- ハンドブックの作成や研修会の開催等による市町村や所有者等に対する文化財の状態の変化や変容の観察方法の周知の検討

《2-5》地域住民との協働等による維持管理

文化財の日常の維持管理については所有者等が行うこととされていますが、所有者等だけの負担とならないように、地域住民による継承活動への参画を促し、地域全体における継承の意欲を高めることが重要です。地域住民が文化財の継承活動へ参画することで、地域の課題や価値の共有に結び付くため、地域社会そのものを持続させるきっかけの一つにもなります。

【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録推進制度を通じた地域住民の参画による継承活動の促進

《2-6》適切な周期での修理

文化財は幾世代の人々によって修理等が行われてきたことにより、その価値が維持・向上され、今日まで伝えられてきました。そのため、これからも適切な周期で修理等を実施していくことが重要です。また、応急修理を施すことにより一時的に損傷のスピードを緩めるなど、状況に応じた機動的な対応を図ることも重要です。

修理等の方法や内容については、大学等の研究機関や修理技術者等とともに損傷状態を把握したうえで、科学的根拠に基づいてその方針を検討することが重要であり、検討に当たっては、これまでの毀損や修理等、公開状況（指定等文化財については現状変更を含む）など、それぞれの文化財が辿ってきた履歴の蓄積が有用です。

【県の主な取組み】

- 県指定文化財保存実態調査の実施による損傷状態や修理歴の把握
- 国及び県指定文化財の修理等に対する補助の実施
- デジタル技術を活用した過去の修理歴等のデータベース化の検討

《2-7》修理等に要する原材料及び職人等の確保

文化財の修理等に要する原材料や職人等の確保については、文化財の計画的な修理を進めるうえで全国的に深刻な課題となっており、確保に向けた効果的な方策を検討し、取組みを促進する必要があります。

本県の場合、茅葺き屋根の葺替えに必要な茅材の入手が困難となっており、茅葺き職人も減少しているため、茅葺き屋根の継承が全県的に大きな課題となっています。課題への対応が進まない要因として、コストと労力を要するため一つの市町村

では取組みが困難であると考えられることから、市町村域を越えた取組みにより、広域的な課題解決を推進することが一つの方策と考えられます。

【県の主な取組み】

- 国の「ふるさと文化財の森」¹⁷設定への支援
- 茅葺屋根の継承等にかかる広域的な取組みへの支援の検討

《2-8》計画的な保存整備等

史跡・名勝などの広範囲の土地が保護対象の文化財は、周辺環境にも注意を払いながら現地における保存整備を行うことが重要です。保存整備に当たっては、保存活用計画を作成し、保存や整備に関する将来的な方針を明らかにしたうえで、整備計画¹⁸に基づいた整備の実施や、標識や説明板、境界標、囲柵などの必要な設備の設置・更新の実施、発掘調査や文献調査等の成果に基づいた歴史的建築物等の復原を行うことにより、計画的な文化財の本質的価値の維持や理解の向上に努めます。

【県の主な取組み】

- 国及び県指定の史跡・名勝の整備に対する補助の実施
- 国指定文化財の保存活用計画の作成及び国による認定に対する支援
- 県指定文化財の保存活用計画の作成の検討

《2-9》人から人への確実な伝承

無形文化財及び無形民俗文化財については、人に付随する「わざ」であり、一度途絶えてしまうと再び実施することができなくなる場合もあるため、計画的な担い手の育成が重要です。また、継続していても、内容が簡素化されるなど本来の姿から少しずつ乖離する可能性もあるため、その文化財の本質的価値の維持に留意する必要があります。

また、人と人との接触が避けられない場合が多いため、適確な感染防止対策が求められます。

【県の主な取組み】

- 国及び県指定無形文化・無形民俗文化財の伝承活動に対する補助の実施

¹⁷文化財建造物の保存修理のために必要な木材、檜皮、茅、漆等を産出している産地を、「ふるさと文化財の森」として設定し、修理の際に「ふるさとの森」の情報を提供することで、保存修理での資材の安定的な確保を目指した文化庁による取組み。

¹⁸平成27年（2015年）3月に文化庁が刊行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』によると、国指定史跡について、「指定地の本質的価値を保存・継承するために復旧（修理）を行う場合を含め、積極的な活用をも視野に入れて整備を行う場合には、事前に整備計画を策定し、方針・方法、実施の行程等を示す必要がある」とされています。

基本方針3 文化財の効果的な活用の促進

文化財の継承に当たっては、効果的な活用¹⁹の取組みを通して、県民一人ひとりが文化財の価値と魅力をより深く理解することが重要です。また、文化財の活用を通して、人々の交流や地域づくり、観光振興につながっていきます。

《3-1》地域に残る文化財への理解・認識の促進

民具や古建築など、それぞれの地域の歴史や文化を表す貴重な文化財や文化的所産であっても、身近すぎて認識されないことがあり、廃棄や撤去によって、地域の財産が人知れず失われてしまう恐れがあります。

そのため、公開や研究報告会の開催等の取組みを実施することにより、地域に残る文化財に対する地域住民の理解や認識につなげることが重要です。

また、文化財が地域住民の理解や認識につながりにくいことについては、文化財が「分かりにくい」、「難しい」、「取っつきにくい」ものと受け止められ、文化財を継承する意義が共有されにくいことが、その一因とされています。このことから、学芸員等の専門家等の協力を得て、文化財の価値を分かりやすく伝えることが必要です。地域住民が文化財に親しむ機会を創出し、個々の文化財が持つ価値や魅力の適切な理解や認識につなげることにより、文化財への関心を高めることが重要です。

なお、理解促進のための取組みを実施する場合は、イベント等の一時的なものだけでなく、人々が関わりたくなるような魅力的な展開を見据えて継続的に取り組むことが重要です。

【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による所有者等や地域の継承団体が行う普及活動への支援
- 「山形県文化遺産を活かした地域活性化事業」²⁰による文化財に親しむための取組みへの支援
- 専門家等による解説付きの民俗芸能の上演機会の創出
- 出前授業や発掘調査出土品の活用などによる埋蔵文化財の普及啓発事業の実施
- 県立博物館における企画展や各種講座を通じた文化財への理解の促進
- SNS等の活用による分かりやすい情報発信

¹⁹ 文化財の活用とは、公開など、文化財の価値や魅力を深く理解するための様々な取組みのことです。

²⁰ 本県の有形・無形の多様な文化財を将来にわたって継承するとともに、その活用によって地域活性化に寄与するため、広域的または全県的に活動する各種団体によって構成される山形県文化遺産を活かした地域活性化実行委員会が実施する取組み。

《3-2》適切な活用

地域づくりや観光振興に文化財を活かした取組みが活発化していますが、歴史的建造物の活用にあたっては、建築基準法や消防法などに適合し、安全に多くの来訪者を迎える体制を整える必要があります。一方で、建築基準法の適用除外²¹を行うことで、歴史的な価値を保ったまま活用を促進することも重要です。

美術工芸品及び有形民俗文化財の活用にあたっては、その素材が脆弱な紙や絹、木材等で構成されていることが多いため、常に毀損等のリスクに留意する必要があります。修理等による健全な状態において、適切な環境のもと、学芸員等の専門家の協力を得ながら適切に取り扱う必要があります。

また、数年ごとの頻度で開帳する秘仏や、特定の寺社の構成員による信仰対象物、特定の家に伝わる宝物や所有物など、受入体制や防犯上の理由から常時公開が難しいものや慎重な対応が求められるものがあることにも留意する必要があります。

【県の主な取組み】

- 歴史的建造物の活用に係る建築基準法適用除外に関する情報提供等
- 美術工芸品及び有形民俗文化財の公開等に係る留意事項の周知
- 専門家や専門機関の連携のもと、適切な活用に係る専門的・技術的な支援の実施

《3-3》文化財の活用による人々の交流

建造物や史跡については、本来の歴史的用途の維持が困難な場合、別の用途への転用によって人々の交流の創出に資することも期待されています。

例えば、土蔵を映画の上映や朗読会、音楽会、写真展などの文化芸術活動の場として活用することにより、人々の交流の場としての新たな価値が創造され、また、カフェやレストランへの転用によって人々が集う場として交流が生まれるほか、恒常的な雇用などの経済効果にもつながります。規模の大きな建築物や史跡等の不動産系文化財は、ユニークベニユ²²やイベント会場として利用することにより、様々な地域や世代の交流も期待されます。

【県の主な取組み】

- 歴史的建造物における文化芸術活動の実施や活用事例の周知
- 歴史的建造物をカフェやレストランなどへの転用事例の周知

²¹ 市町村が定める条例によって現状変更の規制や保存のための措置を講じたものについては、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建造物は適用除外とできることが建築基準法に定められています。

²² ユニークベニユとは、博物館・美術館、歴史的建造物、神社仏閣、城郭、屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことです。

《3-4》文化財を活用した地域づくりや観光振興

文化財の活用については、これまで主に行われてきた鑑賞や研究成果の公表等の「公開による活用」だけでなく、観光振興やまちづくり、産業振興等の「地域づくりへの活用」への期待が高まっています。

文化財の所有者等に加え、地域住民や観光、まちづくり関係者等が連携しながら文化財の活用を取組みを進めることにより、文化財の正しい価値の理解、地域への愛着、文化財継承の担い手・当事者としての意識の醸成等につながります。また、誘客の拡大や収益の増加等による地域経済の活性化の成果が、文化財の保存や継承に還元されるという、文化財の保存と活用の好循環の創出も期待されます。

【県の主な取組み】

- テーマやストーリーによる歴史文化の魅力発信の促進

基本方針4 災害への対応力の強化

令和元年（2019年）の山形県沖地震や令和2年（2020年）7月豪雨など、近年、県内でも大規模な自然災害が頻発しており、人命や家屋等だけではなく、文化財にも様々な被害が生じています。

災害が発生した場合には、人命の救助や家屋・農産物等への被害の防止だけでなく、文化財の防災対策を講じる必要があり、平時から関係者間での連携を図りながら、災害への対応力の強化に取り組む必要があります。

《4-1》文化財防災の必要性の周知

文化財を災害から守るためには、第一に所有者等の文化財の防災に関する意識を高めることが重要であり、日頃から文化財防災の周知に関する取組みを継続的に進めることが必要です。

【県の主な取組み】

- 「山形県地域防災計画」及び「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」への文化財防災の位置付けの整理
- ハンドブックの作成や研修会の開催等による市町村や所有者等に対する文化財防災の普及啓発の検討

《4-2》平時からの取組み

文化財を災害から守るためには、文化財それぞれの所在や管理状況を把握したうえでハザードマップ等によりそれぞれの文化財が抱えているリスクを確認し、防災訓練を行うなど平時から維持管理の延長として災害に備えることが必要です。

なお、平時からの文化財防災に関する取組みについては、地域住民の参画を得ながら進めることが重要であり、災害から文化財を守るだけでなく、地域そのものを持続させる動機の一つにもなります。

【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の管理・防災パトロールの実施による管理状況及びリスクの把握
- 所有者等及び地域住民の参画による「文化財防火デー」等防火訓練の実施促進
- 未指定文化財を含めた文化財の所在場所と管理状況把握の仕組みづくりの検討
- デジタル技術を活用した、ハザードマップや過去の災害歴などによるリスク確認手法の検討
- 未指定文化財も含めた被災資料の一時保管場所候補リスト作成の検討

《4-3》ハード面の整備

文化財を災害から守るためには、防災設備の設置・更新、文化財や文化財保管施設の耐震化などのハード面の整備を行う必要があります。また、ハード面の整備に当たっては、それぞれの環境や状況に応じた効果的な対策を検討する必要があります。

なお、建造物や史跡については、災害時に人へ危害を加える可能性があることに留意する必要があります。そのため、ハード面の整備はもちろん、避難経路の確保などのソフト面の対策と併せた「人の防災」も重要です。

【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の防犯・防災設備の設置・更新、耐震化に対する補助
- 県指定の建造物の耐震診断の実施の検討

《4-4》文化財防災に係る連携体制の構築

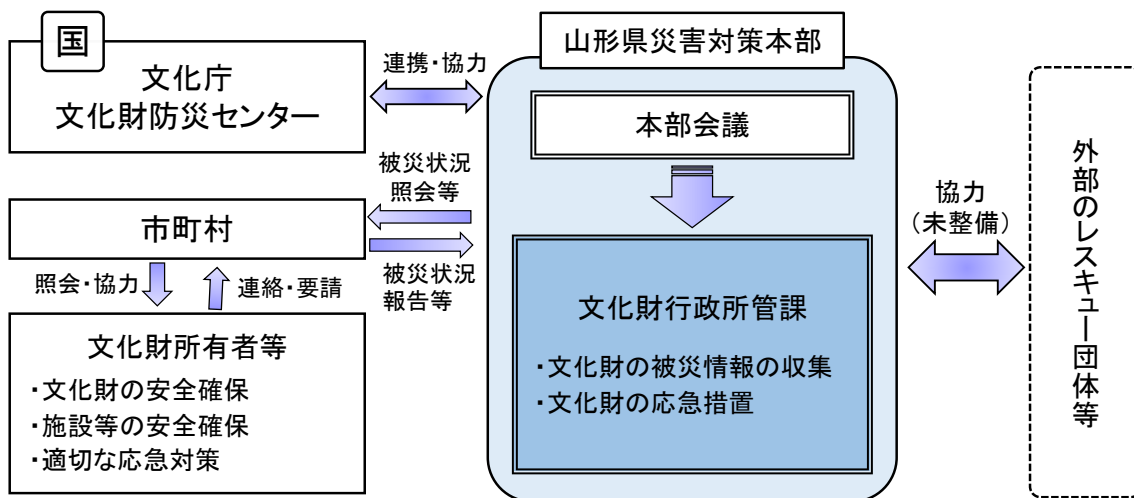
文化財を災害から守るためには、平時から所有者等、県、市町村、大学等の研究機関、博物館・美術館、修理技術者、各種団体などの関係者・機関・団体が防災に関するネットワークを構築することが重要であり、災害時はこれらの連携体制を活用することにより、文化財の救助、救援などを円滑に行うことが可能となります。

また、連携体制の構築に当たっては、寺社や旧家等には文化財がまとまって所在していることが多いため、古文書、民具、建造物等の各分野の関係者による相互の連携・協力が効果的であることを考慮する必要があります。

【県の主な取組み】

- 文化庁や文化財防災センター、近隣都道府県との連携体制構築の検討
- 山形文化遺産防災ネットワークなどの各種団体との連携体制構築の検討
- 庁内関係部局等との日常からの情報共有
- 被災文化財に対する継続的な支援の在り方の検討

◆ 図 23 山形県内の文化財防災の体制



《コラム》 山形県の文化財保護行政の概要（１） ～適切な周期での修理の促進～

県指定文化財保存実態調査

県指定文化財※の損傷状態を調査（コンディション・チェック）して「文化財カルテ」を作成し、保存状況の実態を正確に把握することで、文化財の状態を客観的に判断し、適切な周期での修理を行うことを目的として、令和３年度から実施しています。

調査では、以下の事項を確認し、修理の緊急性・必要性の観点からS・A・B・Cの４段階で判定します。

◇基礎調査

- ・時代、形態、構造、寸法等の基礎情報の再確認
- ・文化財の保存環境の確認

◇損傷状態の調査（コンディション・チェック）

- ・文化財の損傷状態の確認
- ・文化財の状態及び損傷箇所の撮影による記録

※調査の対象となる県指定文化財…建造物、美術工芸品、民俗文化財、天然記念物

山形県指定文化財保存実態調査 調査票		分野	調査年度	市町村
		○	○	○
(1) 調査情報				
調査報告				
調査員	氏名	所属		
	1.			
	2.			
	3.			
(2) 指定情報				
文化財分類	指定年月日			
文化財名称	員数			
所有者名				
所在地住所				
所在の場所				
(3) 文化財の基本情報				
構造・形態・材質・法量など				
修理履歴	<input type="checkbox"/> 修理歴あり（詳しい修理歴は下欄） <input type="checkbox"/> 修理歴なし <input type="checkbox"/> 修理歴不明			
総合評価	総合評価に関する意見			
修理の実施の必要性・緊急性の観点から、S・A・B・Cで判定する。				
(4) 損傷状態				
全体			○	○
			○	○
			○	○
詳細			○	○
			○	○
修理箇所				

《コラム》 山形県の文化財保護行政の概要（２） ～人から人へ伝えるということ～



「未来に伝える山形の宝」登録制度

県では、平成25年度から、地域に残る有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録し、それらの取組みを支援しています。

【制度の目的】

文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

【「未来に伝える山形の宝」とは】

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守り残してくれた宝物であり、山形県民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

【登録の対象】

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、文化財の保存と、地域（歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア）における文化財の活用が一体となった取組みを登録します。

◇重点テーマ（最上川の文化遺産）

最上川の文化的景観、自然的特性、歴史的・文化的特性を活かした取組み

◇推奨テーマ

地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの

【これまでの登録一覧】

◇重点テーマ（最上川の文化遺産）

No.	取組みの名称	団体名	構成文化財
1	最上川における近世舟運文化 黒滝編	黒滝会	・最上川舟運跡（黒滝開削跡と舟道） ・剣先不動尊鰐口 など
2	最上川・五百川郷の宝物がたり	NPO法人朝日町エココミュ ニティ協会	・佐竹家住宅 ・木造薬師如来立像 ・旧西五百川小学校三分校 など
3	<重要文化的景観> 最上川の 流通・往来及び左沢町場の景観	大江町	・最上川 ・月布川 ・旧最上橋 ・左沢橋山城跡 など
4	幻想の世界に息づく最上峡の自 然と歴史文化	戸沢村	・最上峡 ・仙人堂 ・幻想の森 ・最上川一夜観音 など
5	直江石堤と米沢市芳泉町の生 垣・町並み景観	米沢市芳泉町町内会	・六十在家街道両側の石垣、生垣 ・残 存する茅葺屋根民家の町並み景観 など
6	風水にふれる里 最上川舟運と 清水城址	大蔵村	・清水城跡 ・出羽三山登拝図 ・合海田植え踊り など
7	最上川が運んだ文化と黒塀の豪 農屋敷群	黒塀のまちなみ保存活用協 議会	・旧柏倉家住宅 ・柏倉惣右衛門家住宅 など
8	<重要文化的景観> 最上川上 流域における長井の町場	長井市	・旧丸大扇屋 ・總宮神社 など

◇推奨テーマ（地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を活かした取組み）

No.	取組みの名称	団体名	構成文化財
1	出羽の国に華開いた仏教文化 慈恩寺「悠久の魅力」	寒河江市	・本山慈恩寺本堂 ・慈恩寺旧境内 ・慈恩寺舞楽 など
2	人と農、歴史がまじわる「原 蚕の杜」	新庄市エコロジーガーデン 交流拡大プロジェクト実行 委員会	・旧農林省蚕糸試験場新庄支場 ・原蚕の杜のクワの大木 など
3	旧矢島街道でつなぐ加無山系 番楽と女甕山の大カツラ	真室川町	・平枝番楽 ・釜淵番楽 ・八敷代番楽 など
4	「安久津八幡」～千年の夢 をつなぐ～	安久津の歴史・文化を守る 会	・八幡神社本殿 ・八幡神社三重塔 ・安久津延年 など
5	下小松古墳群と希少な自然が 織りなす里山の風景	川西町	・下小松古墳群 ハッチョウトンボ ・チョウセンアカシジミ など
6	能と歌舞伎 伝承の里 山五十 川	山五十川古典芸能保存会	・山戸能 ・山五十川歌舞伎
7	人をつなぎ、文化をつむぐ羽 州街道 檜下宿 金山越	上市市	・羽州街道 檜下宿 金山越 ・旧丹野家住宅 など
8	置賜地方の草木塔が語りかけ る自然と人間の共生	やまがた草木塔ネットワー ク	・塩地平の草木塔 ・白夫平の草木塔 ・大明神沢の草木塔 など
9	鳥海山信仰が育んだ蔵岡の歴 史と文化	蔵岡まちづくり協議会	・鳥海山 ・杉沢比山 ・蔵岡延年 など
10	白竜湖 心の風景を未来へ	南陽市	・白竜湖泥炭形成植物群落 ・新田堤 ・ビッキ石 など
11	十三峠街道と宇津峠 青苧と イザベラ・バードの道	手ノ子地区協議会宇津峠部 会	・道普請供養塔 ・馬頭観世音碑 ・宇津明神跡 など
12	城下町の町割り・歴史と文化 そして最上川の景観	酒田市	・總光寺庭園 ・庄内松山城大手門 ・松山能 など
13	沃野が広がる南山形～氷河期 から刻む2万年の歴史と恵み の里～	東北文教大学・南山形地区 創生プロジェクト委員会	・谷柏古墳群 ・津金沢の大スギ ・氷河期の埋没林 など
14	出羽三山信仰に育まれた歴史 と文化の里 岩根沢	岩根沢地域づくり協議会	・摂社 月山出羽湯殿山三神社社殿 ・岩根沢太々神楽 など
15	黒沢峠敷石道を未来へ	黒沢峠敷石道保存会	・敷石道 ・一里塚 ・古屋敷（峠の茶屋） など
16	600年以上の歴史と文化を持 つ中世城下町の面影偲ぶ街並 み	高掬地域づくり委員会	・清池の石鳥居 ・安楽寺の山門 ・高掬聖霊菩提獅子踊り など
17	笹野観音堂と西国三十三観音 歴史と伝統の息づく里	ささの里づくり推進協議会	・笹野観音堂 ・笹野西国三十三観音 ・笹野観音堂関連伽藍群 など
18	東北の熊野信仰を後世へ～百 年の想いを、次の百年に～	太々神楽奉奏百周年記念事 業実行委員会	・熊野神社拝殿 ・二宮神社社殿 ・舞楽及び稚児舞 など
19	海とともに生きた人々の祈り ～遊佐町浜通りの漁業・海運 に関わる歴史文化財～	遊佐町	・鳥海山（鳥海大物忌神社吹浦口ノ宮境 内） ・旧青山家住宅 ・諏訪神社の船絵 馬 など
20	栄華を誇った谷口銀山 在り し日の情景を後世へ	谷口銀山史跡保存会	・谷口銀山跡 ・鉾石を粉砕する石臼 ・関連墓石 など
21	萬世大路 山形県の近代化の 礎となった明治日本における 最先端の土木産業遺産	歴史の道土木遺産萬世大路 保存会	・萬世大路（栗子隧道、滝岩上橋、石積み の遺構含） ・栗子隧道碑記 など
22	「東根の大ケヤキ」が見守る 古の郷	一般社団法人 東根市観光物 産協会	・東根の大ケヤキ ・神輿 ・梵鐘 ・若宮八幡神社太々神楽 など

23	黒森地域住民のくらしとともに に伝承されてきた「黒森歌舞 伎」	黒森歌舞伎妻堂連中	・黒森歌舞伎 ・黒森日枝神社 ・道祖神 ・例大祭 ・寄せ太鼓 など
----	---------------------------------------	-----------	--------------------------------------

「未来に伝える山形の宝」ポータルサイト

登録団体の概要や取組状況の情報を広く発信し、文化財に対する県民の理解を深めるとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や交流の拡大を図っています。

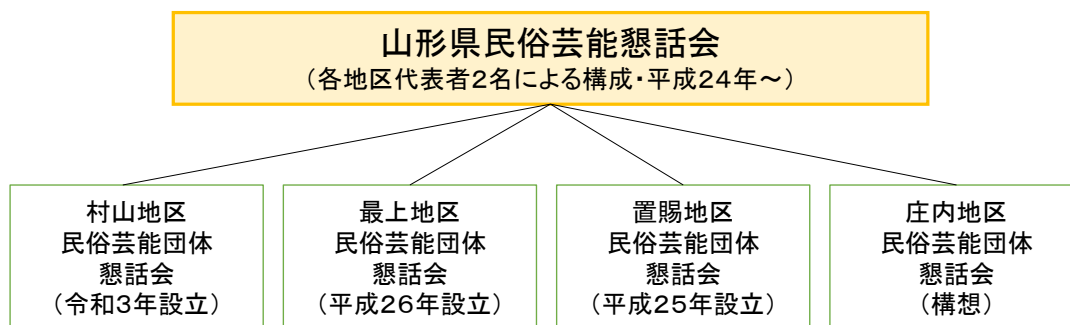
【URL】 <https://www.yamagata-takara.com/>



山形県民俗芸能懇話会

山形県民俗芸能懇話会については、民俗芸能団体の活動状況や意見等を聴取することを目的として平成23年度に開催された「民俗芸能活用推進事業懇話会」を改組し、平成24年度以降、「山形県民俗芸能懇話会 代表者会（全体会）」として毎年開催され、県内の民俗芸能団体が抱える課題の情報の共有等が行われてきました。最近では、各地区における若者の参画促進に向けた動きに加え、コロナ禍における練習・公演等の活動方法について情報交換が行われています。

また、平成24～25年度に「地域別民俗芸能懇話会（地域懇話会）」が県内4地域で開催され、課題解決のための情報共有と地域ごとの緩やかなネットワーク化が図られました。この地域別懇話会開催を契機に、「置賜地区民俗芸能団体懇話会」、「最上地区民俗芸能団体懇話会」及び「村山地区民俗芸能団体懇話会」と3つの地域で地域別の民俗芸能懇話会が組織され、それぞれの地域において、フェスティバルやシンポジウム等の後継者育成や情報発信等を目的とした団体主体の活動が進められています。残る庄内地域においても、民俗芸能団体の緩やかなネットワーク化の必要性について理解が進み、懇話会設立に向けた準備が進められています。



第5章 推進体制

1 各主体の役割の明確化及び連携による推進体制の充実

本県の文化財の保存と活用を推進していくためには、県民、関係機関・団体、文化財所有者等、県、市町村が、それぞれの立場において連携・協働しながら様々な取組みを進めていく必要があります。

各主体が、次のような役割を果たしながら取組みを進めることにより、県全体の文化財の保存と活用の推進体制の充実を図ります。

○県民

地域に伝わる様々な文化財に対する理解や関心を深めるとともに、「自分たちの文化財」として主体的に継承活動に参画することによって、文化財の保存と活用の推進に積極的な役割を果たすことが求められます。

○関係機関・団体

保存会等の文化財の継承活動を行う団体は、その活動の実践による知識や経験を活かし、地域住民等への文化財の普及や魅力ある地域づくりに寄与するとともに、担い手を育成することにより文化財の継承に積極的な役割を果たすことが求められます。

大学等の教育研究機関は、調査研究等の成果を地域に還元するとともに、専門性の高い人材の養成を行うことにより、文化財や地域の歴史文化の継承、発展等に積極的な役割を果たすことが求められます。

小・中学校、高等学校等の教育機関は、授業や課外活動等において、文化財や地域の歴史文化に関する学習や鑑賞の機会の創出に努めることが求められます。

民間事業者等は、文化財や地域の歴史文化についての理解と関心を深め、事業活動や社会貢献活動の一環として文化財の継承活動への参画や、地域づくりへの支援等を通じて、文化財の継承に積極的な役割を果たすことが求められます。

○文化財の所有者等

地域の貴重な宝物である文化財について、必要に応じて保存活用計画を作成するなど、大切に維持管理し、確実に継承することが求められます。なお、継承に当たっては、自身だけでその重責を負わず、県・市町村などの行政機関や有識者、地域住民等と協力することが重要です。

○市町村

文化財の保存と活用の取組みを進める最前線を担う立場として、次の役割が求められます。

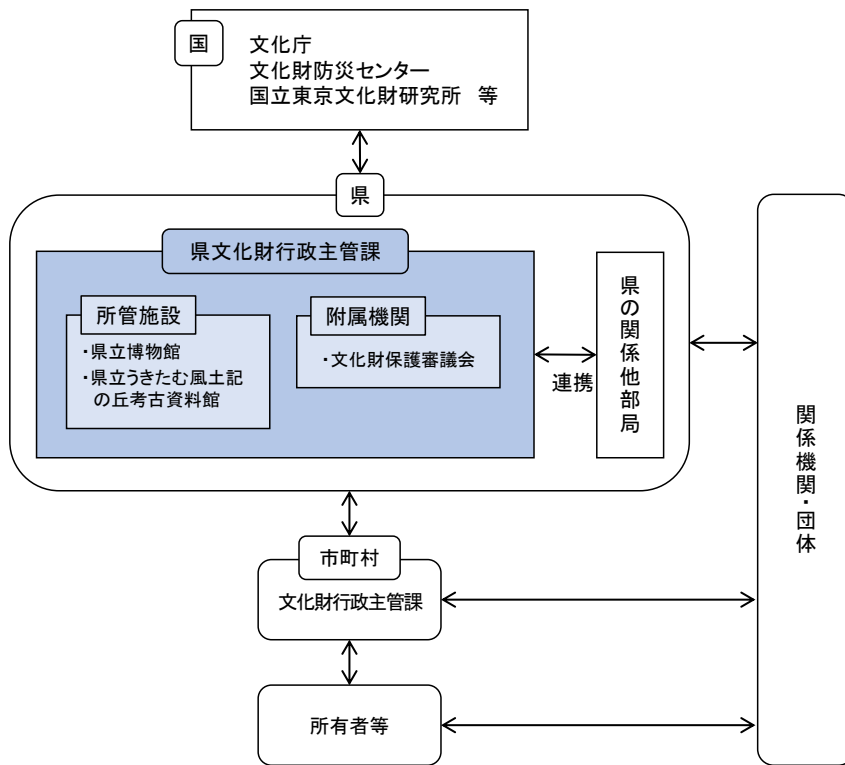
- ◇所有者等に最も近い存在として、文化財の保存と活用に関する課題や悩みを共有し、相談に応じること
- ◇地域の実情に応じた文化財の継承活動を持続的に進めること
- ◇地域に存在する文化財の価値や魅力を地域住民等に分かりやすく伝えること
- ◇未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること
- ◇調査・研究に基づき、適切に文化財の指定を行うこと
- ◇指定等文化財について、所有者等による維持管理や修理等に対する効果的な支援を行うこと
- ◇文化財保存活用支援団体の指定や文化財保護指導委員の委嘱などを効果的に用いて、域内の文化財の保存と活用を推進すること
- ◇市町村所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、適切に保存・活用すること

○県

県内を広域的にマネジメントする立場として、次の役割が求められます。

- ◇県全域を見渡した文化財の保存と活用に関する施策を立案し、関係他部局と連携のもと、市町村域を越えた広域的な取組みを推進すること
- ◇市町村による地域計画の作成に対する助言や支援を行うこと
- ◇市町村や所有者等に対して、文化財の保存と活用に関する専門的な知見・技術に基づく指導・助言を行うこと
- ◇市町村や所有者等、教育研究機関等の文化財保護に関わる機関・団体や情報を繋ぐことにより、文化財の保存と活用の取組みをマネジメントすること
- ◇未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること。
- ◇調査・研究に基づき、適切に文化財の指定を行うこと
- ◇指定等文化財について、所有者等による維持管理や修理等に対する効果的な財政支援を行うこと
- ◇県所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、適切に保存・活用すること
- ◇国や他都道府県と、文化財の保存と活用に関する積極的な情報交換や情報の収集を行い、市町村と情報の共有を図ること
- ◇県立博物館は県内の博物館等の文化財保護の拠点として、調査研究や普及・発信に取り組むこと

◆図 24 県全体の推進体制



2 県の取組方針

県が前項で示した役割を果たすためには、県の文化財行政所管課を中心に、関係部局と連携しながら取り組む必要があります。また、市町村や関係機関・団体との連携、文化庁や文化財防災センター等の国の機関からの指導助言、他都道府県との情報交換等を通じて、広域的な連携体制の構築も必要です。

今後、県は、文化財の保存・活用に係る施策の推進に当たって、以下の事項に留意しながら取り組みます。

(1) 文化財行政主管課の施策マネジメントの強化

文化財の保存と活用に関する事務は、観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課が所管しており、一部業務を教育庁の各教育事務所社会教育課が担っています。今後、文化財行政所管課は、県全域を見渡した文化財保護に関する施策の立案と推進、課題への対応等の企画調整を行ない、県内の広域的なマネジメント力の強化を図り、各種取組を進めます。

また、県有施設（博物館2施設）と附属機関を所管しています。

① 県有施設

○県立博物館

本館は昭和46年（1971年）に開館し、昭和55年（1980年）に開館した教育資料館を含め、地学、植物、動物、考古、歴史、民俗、教育の分野を対象とした総合博物館として、資料の収集や保管、学術的な調査研究、展示による情報発信等を行っています。なお、本館は築50年を経過し施設・設備の老朽化が進行している他、立地する国指定史跡「山形城跡」の保存整備のため、将来的に現地から移転の必要があることから、移転整備に向けた検討を進めています。

○県立うきたむ風土記の丘考古資料館

平成5年（1993年）に開館し、重要文化財に指定されている押出遺跡出土品、水木田遺跡出土品をはじめとする多数の考古資料を保管・管理しています。平成18年度からは指定管理者として高島町が管理運営を行っています。

なお、開館から28年が経過し、施設の老朽化も目立ってきていることから、県有建物長寿命化計画に基づき計画的に改修を行っています。

② 附属機関

○文化財保護審議会

条例第36条の2の8により設置された知事の諮問機関です。各文化財種別に関する専門的な知見を有する学識経験者で構成され、知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、答申します。また、必要に応じて、それら事項に関して建議します。

◆表3 県の所掌事務（令和3年度）

役割	担当		所掌事務
所管課	文化振興・文化財活用課	文化財保存担当	文化財の保存に関すること 埋蔵文化財に関すること 銃砲刀剣類の登録及び製作承認に関すること 県立うきたむ風土記の丘考古資料館に関する こと (公財) 山形県埋蔵文化財センターに関する こと ※文化財保護管理指導のうち地域担当に關する業務を各地域教育事務所が実施
		日本遺産・文化財活用担当	文化財の活用に関すること 「未来に伝える山形の宝」に関すること 日本遺産に関すること 県内博物館に関すること
県有施設	県立博物館		資料の収集・保管、調査研究、展示・教育普及に関すること 【ホームページ】 http://www.yamagata-museum.jp/
	県立うきたむ風土記の丘考古資料館		考古資料の収集、保管及び展示に関すること 【ホームページ】 http://ukitamu.pupu.jp/
附属機関	文化財保護審議会		文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議すること

(2) 文化財行政所管課の専門性の確保

文化財の保存と活用に当たっては、文化財の専門的な知識と技術が不可欠ですが、現在、文化財行政所管課における専門職員の配置は埋蔵文化財分野のみであり、各種事業の実施に当たっては、専門的な知見や技術を有する外部有識者の協力を得て取り組んでいます。

国の文化審議会の答申²³においては、文化財保護業務を知事部局へ移管する際に講ずべき措置として「文化財担当部局への専門的な知見を持つ職員の配置の促進や、配置された職員の専門性向上のための研修などの充実」があり、職員の専門性の確保・向上の必要性が示されています。

また、県実態調査では、今後の県の取組みへ期待することとして、多くの県指定文化財所有者等から「文化財に対する専門的かつ技術的な助言・指導がほしい」への回答があり、また、半数近い市町村からも同様の回答があったほか、自由記述として「県に専門職員を配置し、専門的な指導助言を得たい」との意見もあるなど、職員に対する専門性の確保・向上が求められています。

²³ 平成29年（2017年）5月19日付けの文部科学大臣からの諮問に対して、平成29年（2017年）12月8日付けで文化審議会が答申した『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）』による。

◆表4 県が実施する事業及び協力者・機関一覧

事業名	協力者・機関	協力内容
文化財保護管理指導業務	文化財保護指導委員	国及び県指定文化財の管理状況の巡回
県指定文化財保存実態調査	県指定文化財保存実態調査調査員	県指定文化財の損傷状態等の調査
「未来に伝える山形の宝」登録推進事業	「未来に伝える山形の宝」登録審査委員	申請のあった取組みの登録の可否及び抹消に関することを審査
銃砲刀剣類登録事務	銃砲刀剣類登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく審査
特別天然記念物カモシカ保護地域調査	カモシカ保護地域調査指導委員、カモシカ保護地域調査調査員	カモシカの保護地域における生息状況、生息環境等の調査
山形県民俗芸能懇話会	各地域の民俗芸能団体代表者	民俗芸能に関する課題及び今後の施策展開への助言

(3) 県の関係他部局等との連携の強化

文化財行政主管課における文化財の保存と活用に関する施策の推進に当たり、より効果的、効率的に各種取組を進めるため、関係部局等との連携の強化を図ります。

◆表5 関係部局等との連携の例（部局・担当課名は令和3年度現在）

分野	部局・担当課	連携内容の例
文化	県民文化館（文化振興・文化財活用課県民文化館活用推進室）	民俗芸能等の上演機会の確保
観光	観光文化スポーツ部観光復活戦略課	文化財を活かした観光振興
広報	総務部広報広聴推進課	SNS等を活用した広報 県政広報媒体を活用した広報
人事	総務部人事課	組織体制の充実 専門職員の確保
財政	総務部財政課	予算の確保
公文書管理	公文書センター（総務部学事文書課）	歴史的公文書の管理及び保存
防災	防災くらし安心部防災・危機管理課	文化財の防災
自然保護	環境エネルギー部みどり自然課	天然記念物の保護に関する支援
技術支援	工業技術センター（産業労働部商工産業政策課）	文化財の科学調査に関する支援
建築	県土整備部建築住宅課	建築基準法への対応 建造物の保存修理に関する支援

景観	環境エネルギー部環境企画課、エネルギー政策推進課、みどり自然課 農林水産部農村計画課 県土整備部県土利用政策課、都市計画課、河川課	景観の保全
教育	教育庁生涯教育・学習振興課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課	社会教育との連携 生涯学習との連携 学校教育との連携
	県立図書館（生涯教育・学習振興課）	歴史資料の保全
防犯	県警察本部	文化財の防犯

(4) 県所有の文化財の適切な保存と活用の推進の強化

県が所有する国及び県指定文化財は、建造物3件、美術工芸品11件、史跡2件、天然記念物3件の合計19件です。このほか、国が所有し県が管理している文化財などもあります。

これらの県所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、適切に保存・活用していく必要があります。特に、建造物については、県民を巻き込んだ継承活動を展開することにより、シビック・プライド²⁴の醸成につながることも期待されます。

◆表6 県が所有する国及び県指定文化財一覧

指定区分		種別	文化財名称	保存・活用の状況
国	国宝	考古資料	土偶 附 土偶残欠 山形県西ノ前遺跡出土	山形県立博物館において常設展示
	重要文化財	建造物	旧山形師範学校本館	山形県立博物館分館「教育資料館」として公開、昭和53～57年修理実施
	重要文化財	建造物	山形県旧県庁舎及び県会議事堂	山形県郷土館「文翔館」として公開、昭和62～平成7年修理実施
	重要文化財	考古資料	山形県押出遺跡出土品 附 漆附着土器残欠 彩漆土器残欠赤漆塗製品残欠	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて保管、平成10～17年修理実施
	重要文化財	考古資料	山形県水木田遺跡出土品 土器・土製品 石器・石製品	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて保管、平成26、28～30、令和元年修理実施

²⁴ 単なる「郷土愛」（地域に対する愛着）だけではなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を表します。

県	有形文化財	建造物	旧山形師範学校講堂	山形県立北高等学校にて管理
	有形文化財	絵画	油彩山形市街図 高橋由一筆	山形県郷土館「文翔館」にて保管
	有形文化財	考古資料	大之越古墳出土品 一. 刀剣類 一. 鉄片 一. 工具類 一. 土器 一. 馬具類	山形県立博物館にて保管
	有形文化財	考古資料	お花山古墳群出土品 附 鉄鏃残欠 一括 円筒埴輪残欠 一括	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館・(公財)山形県埋蔵文化財センターにて保管、平成18～23、令和2年修理実施
	有形文化財	考古資料	俵田遺跡祭祀遺構出土品 附 木製品残欠 一括	(公財)山形県埋蔵文化財センターにて保管
	有形文化財	考古資料	生石2遺跡出土弥生土器	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館・山形県立博物館にて保管
	有形文化財	考古資料	人体装飾付土器	(公財)山形県埋蔵文化財センターにて保管
	有形文化財	考古資料	円面硯	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて保管
	有形文化財	歴史資料	羽州川通絵図	山形県立博物館にて保管
	民俗文化財	有形	ニセミノ (15点のうち5点)	山形県立博物館にて保管 (10点は尚古館 (山形市長谷堂)にて保管)
	記念物	史跡	一里塚	
	記念物	史跡	高瀬山古墳	
	記念物	天然記念物	ひとでの化石	山形県立博物館にて公開
	記念物	天然記念物	琵琶沼	山形県立博物館にて管理
	記念物	天然記念物	ヤマガタダイカイギュウ化石	山形県立博物館にて保管

(5) 関係機関・団体との連携の強化

文化財は広く県内各地域に分布・存在し、その在り方も多様であるため、指定文化財であっても行政機関や所有者等だけで課題を解決することは困難です。そのため、文化財の保存・活用に関わる関係機関・団体と連携し、対応することが効果的です。

例えば、大学等研究教育機関とは、学術的な調査研究や、幅広い保存・活用を効果的に行うため、歴史学や考古学、美術史学、民俗学、生物学、造園学、建築史学、土木工学等の様々な分野と連携し、それらの最先端の研究成果を活かした取り組みを行うことが考えられます。

また、必要に応じて関係機関・団体とスムーズな連携が図られるよう、連携協定の締結等の方法によって日頃から連携体制を構築することも重要です。

◆表7 関係機関・団体との連携の例

団体名称	活動内容
公益財団法人山形県生涯学習文化財団	重要文化財「山形県旧県庁舎及び県会議事堂（文翔館）」を指定管理者として管理運営し、本県の文化の振興を図るための取組みを行っています。
公益財団法人山形県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の発掘調査と埋蔵文化財を対象とした普及啓発業務を行っています。
一般社団法人山形県文化財保護協会	『羽陽文化』の発行や川崎浩良賞の顕彰により、本県の文化財保護に関する活動を行っています。
山形文化遺産防災ネットワーク	地域の文化遺産を災害から守るために設立されたボランティア団体で、災害時の文化財保全の呼びかけやレスキュー活動を行っています。
一般社団法人山形県建築士会	「ヘリテージマネージャー養成講習会」を実施し、歴史的建造物の保存・活用を担う人材の育成を行っています。
伝承文化支援研究センター	祭り・芸能・行事・信仰・生業技術・口承文芸等の伝承文化を対象に、実践的な支援・協力やその在り方の研究を行っています。
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構	県内の樹木の樹勢回復に関する相談に応じています。
一般社団法人日本樹木医会山形県支部	
国立大学法人山形大学	文化財の保存と活用に関する学術研究と人材育成を担うとともに、専門的知見や技術的の面から地域社会への支援を行っています。
学校法人東北芸術工科大学	文化財の保存と活用に関する学術研究と人材育成を担うとともに、専門的知見や技術的の面から地域社会への支援を行っています。また、「文化財保存修復研究センター」は、東北地方唯一の施設・設備と修理技術者等を有しており、絵画、彫刻、工芸品、歴史資料、埋蔵文化財を対象とした保存修復や保存科学研究を行っています。

(6) 市町村に対する支援の充実

文化財は、地域に根ざし、地域を母体として育まれてきたものが多いことから、それぞれの地域を管轄する市町村が主体となって取り組んでいく必要があります。そのため、県は、市町村との役割分担を行い、市町村が円滑に取組みを実施できるよう支援していくことが必要であり、以下の支援の充実を図ります。

① 広域的な取組みに対する支援

県は、複数の市町村にまたがり広域的に分布する文化財や、テーマで関連づけられる文化財に関する取組みについて、市町村間の連携が促進されるよう支援します。

また、それぞれの市町村において重要な課題として認識されていても、その性質や規模から一つの市町村では解決が困難な課題について、県が中心となって解決のための方策を検討します。

② 人材育成に対する支援

文化財保護行政を担う市町村職員は、様々な文化財を適切に取り扱う必要があります。そのため、市町村職員を対象とする研修会を開催するなど、様々な業務に対応できるよう人材育成に対する支援を行います。

研修の実施に当たっては、国の動向や他都道府県の状況、専門的な知識や技術等の情報提供のため、国や他都道府県・市町村、大学等から講師を招聘し、内容の充実に努めます。

◆表8 県が実施している研修等

分野	研修名称	内容
全般	山形県文化財保護行政関係者連絡会	文化財保護行政の取組みや実務上の課題等に関する研修及び意見交換を行い、今後の更なる文化財保護行政の向上に資することを目的として実施しています。
埋蔵文化財	市町村文化財担当者研修	市町村文化財担当者の埋蔵文化財に関する知識・発掘調査技術の向上を図ることを目的に講習・実地研修を実施しています。
博物館	山形県博物館連絡協議会研修会	県内6地区の会員館持ち回りで博物館活動に資する研修会を開催しています。

③ 関係機関・団体との連携等に対する支援

市町村と関係機関・団体との円滑な連携が図られるよう、県と関係機関・団体との連携状況の情報提供や、個別の市町村と関係機関・団体との連携調整などの支援を行います。

また、法で位置付けられている、市町村による文化財保存活用支援団体の指定についても、地域の実情に即した連携が図られるよう助言等を行います。

3 大綱に掲げる基本方針の推進

今後、各主体は自らの体制の整備に努めながら、それぞれの役割に応じ、連携を図りながら大綱に掲げる基本方針に係る取組みを推進していきます。そのため、県では、大綱の進行状況の把握・確認に努め、また必要に応じて内容の見直しを行います。

(1) 大綱の進行管理

毎年度、大綱に掲げる基本方針に基づく各種取組の進行状況を把握し、文化財保護審議会へ報告のうえ評価・検証を行うことにより、次年度以降の施策展開に向けた検討につなげます。

なお、文化財保護に関する取組みは、一時的には効果が見えなくとも、継続することにより効果が発揮されることが特徴であり、その効果は数値によって計測できない場合も多いことから、評価・検証に当たっては、中長期的な視点に立ち、定量的及び定性的に行います。

(2) 大綱の見直し

大綱の見直しに当たっては、市町村による地域計画の作成状況とその内容を把握することにより、地域の実態に即したものとなるよう十分に配慮しながら、条例第36条の3に基づき、知事が文化財保護審議会に対して変更の諮問を行い、諮問を受けた文化財保護審議会は、文化財保存活用大綱策定作業部会を設置して調査審議し、知事に変更を答申します。

また、大綱の見直しについては、「山形県総合発展計画」の改訂（次回改定は令和7年3月予定）に合わせて5年ごとに行います。

《コラム》山形県の文化財保護行政の概要（3） ～歴史文化ストーリーを通して地域を元気に～

日本遺産










日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する制度です。ストーリーを構成する文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、観光振興・地域の活性化を図ることを目指しています。

指定・未指定にかかわらず、様々な歴史文化資源を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えることで、地域の歴史文化の特徴や価値を分かりやすく発信し、効果的に活用を図ることが可能となります。





県では、日本遺産の認定を契機に、地域の宝として継承されてきた文化財を積極的にPRし、その価値や魅力を一層高め、観光振興や県全体の活性化につながるよう取り組んでいます。

◇山形県内の認定状況

ストーリー名	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～		
構成自治体	山形県（鶴岡市・西川町・庄内町）		
認定年度	平成28年度		
ストーリー概要	<p>山形県の中央に位置する出羽三山の雄大な自然を背景に生まれた羽黒修験道では、羽黒山は人々の現世利益を叶える現在の山、月山はその高く秀麗な姿から祖霊が鎮まる過去の山、湯殿山はお湯の湧き出る赤色の巨岩が新しい生命の誕生を表す未来の山と言われます。三山を巡ることは、江戸時代に庶民の間で『生まれかわりの旅』として広がり、地域の人々に支えられながら、日本古来の、山の自然と信仰の結び付きを今に伝えています。羽黒山の杉並木につつまれた石段から始まるこの旅は、訪れる者に自然の霊気と自然への畏怖を感じさせ、心身を潤し明日への新たな活力を与えます。</p>		
	 <p>羽黒山の峰入り</p>	 <p>月山と羽黒山大鳥居</p>	 <p>出羽三山の精進料理</p>
公式サイト	<p>出羽三山「生まれかわりの旅」推進協議会 https://nihonisan-dewasanzan.jp/</p>		
			

ストーリー名	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～		
構成自治体	酒田市・鶴岡市 ほか（16道府県 48市町村）		
認定年度	平成29年度		
ストーリー概要	<p>日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。</p>		
	 <p>日和山公園</p>	 <p>山王くらぶ</p>	 <p>酒田舞娘</p>

公式サイト	北前船日本遺産推進協議会 https://www.kitamae-bune.com/	
-------	---	---

ストーリー名	サムライゆかりのシルク日本近代化の原風景に会うまち鶴岡へ	
構成自治体	鶴岡市	
認定年度	平成 29 年度	
ストーリー概要	<p>山形県鶴岡市を中心とする庄内地域は、旧庄内藩士らが刀を鋏に替え、庄内一円からの支援を受け開拓した松ヶ岡開墾場の日本最大の蚕室群をきっかけに、国内最北限の絹産地として発達。今も養蚕から絹織物までの一貫工程が残る国内唯一の地です。</p> <p>また、鶴岡市には、松ヶ岡以外にも六十里越古道沿いの田麦俣集落に、暮らしや養蚕などが一つの建物にまとまった四層構造の多層民家が現存し、さらに、国内ではここだけの精練工程が明治時代創業の工場で行われるなど、地域を挙げて、絹産業の歴史、文化の保存継承と、絹の文化価値の創出にも取り組んでいます。</p> <p>鶴岡を訪れると、先人たちの努力の結晶である我が国近代化の原風景を、街並み全体を通じて体感することができます。</p>	
		
		
公式サイト	鶴岡「サムライゆかりのシルク」推進協議会 https://samurai-yukarino-silk.jp/	

ストーリー名	山寺が支えた紅花文化	
構成自治体	山形県（山形市・寒河江市・天童市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・大石田町・白鷹町）	
認定年度	平成 30 年度	
ストーリー概要	<p>鬱蒼と茂る木々に囲まれた参道石段と奇岩怪石の景勝地「山寺」。この山寺が深くかかわった紅花栽培と紅花交易は莫大な富と豊かな文化をこの地にもたらしました。石積の板黒塀と堀に囲まれた広大な敷地を持つ豪農・豪商屋敷には白壁の蔵座敷が立ち並び、上方文化とのつながりを示す雅な雛人形や、紅花染めの衣装を身に着けて舞う舞楽が今なお受け継がれ、華やかな彩りを添えています。この地の隆盛を支えた山寺を訪れ、今も息づく紅花畑そして紅花豪農・豪商の蔵座敷を通して、芭蕉も目にした当地の隆盛を偲ぶことができます。</p>	
		
		
公式サイト	「山寺と紅花」推進協議会 https://yamadera-benibana.jp/	

おわりに

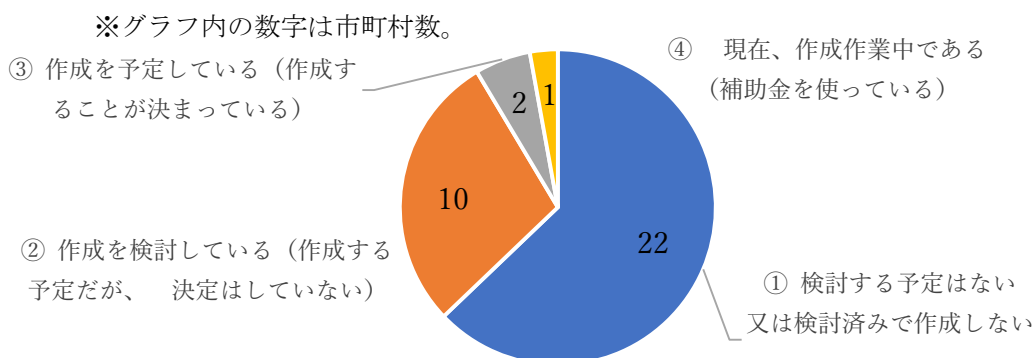
1 市町村による地域計画の作成の推進

大綱は、本県の文化財の保存と活用の方向性を示すものであり、文化財が確実に継承されるためには、それぞれの市町村による各地域や所有者等の実態に則したきめ細かな取組みが不可欠です。また、それらの取組みは一時的・一過性のものではなく、中長期的な展望のもと、創意工夫による改善を行いながら安定的・継続的に実施されることにより真に効果を発揮します。

そのためには、市町村が大綱を勘案した上で、それぞれの市町村の総合発展計画等のマスタープランに則った地域計画を作成することにより、文化財保護行政の中長期的な展望を示し、地域の実情に応じた取組みを展開することが望まれます。

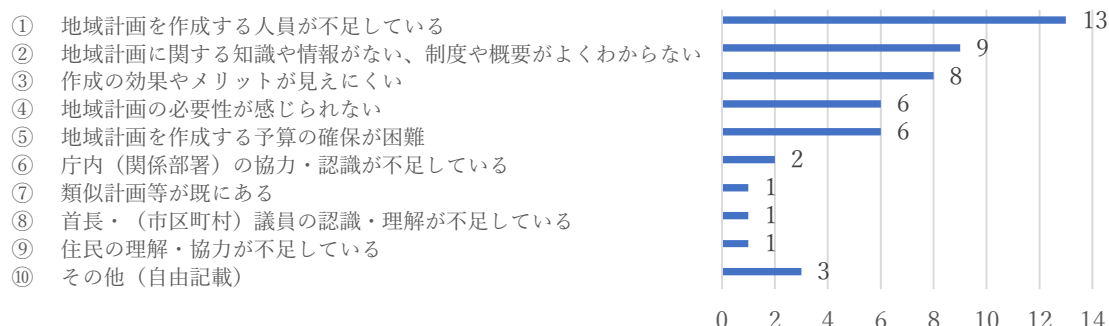
しかしながら、令和3年（2021年）5月に文化庁が実施した調査²⁵では、約6割の市町村が「地域計画の作成を検討する予定はない又は検討済みで作成しない」と回答しており、その理由としては、「地域計画を作成する人員が不足している」の回答が最も多くなっています。

◆図25 地域計画の作成予定についての市町村の回答



◆図26 「地域計画を検討する予定はない又は検討済みで作成しない」と回答した市町村の理由

※複数選択可



²⁵ 令和3年5月現在で文化庁が実施した「令和3年度文化財保存活用地域計画に係るアンケート」による。

県は、市町村による地域計画の作成が促進されるよう、適時、的確な情報提供をはじめ、文化庁との調整や助言等の支援を行います。また、小規模市町村については、複数の市町村の合同による作成を促すなど、積極的な支援に努めます。

2 次世代への継承に向けて

県内に伝えられてきた数多くの文化財は、それぞれの土地に根ざし、長年にわたって育まれてきたものであり、本県の豊かな歴史や文化を表しています。

また、所有者等を始めとして、幾世代を超えて多くの人々が不断の努力によって守り伝えてきたからこそ、今を生きる私たちも貴重な文化財を目にすることができていることを忘れてはなりません。私たちは、こうした先人たちの想いと行動を受け継ぎ、「山形らしさ」の源である文化財を、しっかりと未来へつなげることが求められます。

しかしながら、現在、文化財を取り巻く環境はかつてないほど厳しくなっています。特に、急速に進行している過疎化や少子高齢化によって、これまで文化財を守り伝えてきた地域社会、寺社や旧家、郷土史家などの様々な基盤が大きく揺らいでいます。また、私たち一人ひとりの生活を顧みても、多様なライフスタイルと価値観があり、世代間でも行動や思考は異なります。そのため、これまでと同様の方法で、今後も文化財を守り伝えていくことは非常に難しいという事実を受け止める必要があります。

今後の文化財の確実な継承に当たっては、まずは県民一人ひとりが自分の身近に存在する文化財に触れ、自身と文化財の接点を実感しながら、その魅力を認識することが出発点になります。また、行政は、県民に「文化財は地域の現在や未来にとって必要である」との理解が得られるように、文化財の内容や価値を丁寧に伝えていかなければなりません。その上で、これまで以上に所有者等はじめ様々な関係者が連携し、地域社会が一体となって、或いは、従来は文化財から縁遠かった分野の人々と交流しながら、文化財を継承する取組みを進めることが肝要です。

県民一人ひとりから「山形県の豊かな自然や歴史・文化を、次の世代にも永く引き継ぎたい」という想いが自然と溢れ、県内各地で文化財を活かした地域づくりが進められている。そのような山形県を実現させるために、県は本大綱の方針に基づき取り組んでいきます。